

徳島県の国土調査

令和6年1月

徳島県農林水産部
農山漁村振興課

目 次

第1章 国土調査について

1	国土調査とは	1
2	国土調査の概要	1
3	国土調査の内容	2
4	国土調査事業の成立と経過	3
5	国土調査事業十箇年計画	4

第2章 地籍調査とは何か

1	地籍調査が開始されるまで	7
2	地籍調査の概要	8
3	地籍調査の必要性	9
4	地籍調査の効果	10
5	地籍調査成果の利用事例	12
6	G I Sにおける地籍情報の活用	13

第3章 地籍調査に関する制度

1	地籍調査の費用負担	14
2	地籍調査事業の概要	15

第4章 国土調査以外の成果の活用について

1	国土調査法第19条第5項に基づく指定	18
2	地籍整備推進調査費補助金（H22～）	19

第5章 地籍調査の促進のための国の基本調査

1	効率的な手法導入推進基本調査（R2～）	20
---	---------------------	----

第6章 地籍調査の作業の流れ

1	地籍調査の作業の流れ	23
2	地籍調査事業の実施工程	24
3	測量（地籍図の作成）	25
4	一筆地調査（地籍簿の作成）	29
5	地籍調査事業の手続きの流れ	34

第7章 徳島県における地籍調査

1	徳島県における地籍調査事業	38
	（表）令和5年度徳島県地籍調査事業実施状況	39
	（図）令和5年度 徳島県地籍調査事業実施状況図	40
	（図）徳島県市町村別・都道府県別地籍整備進捗状況	41

(表) 徳島県の地籍調査事業の実績	42
(図) 徳島県の地籍調査の推移	43

第8章 地籍調査の促進

1 実施体制（県、市町村）	44
2 研修・会議等	45
3 徳島県地籍調査推進会議	46
4 地籍アドバイザー派遣事業	50

第9章 土地分類調査及び水調査

1 土地分類調査	55
2 水調査	56

第10章 地籍調査事業の推進のための団体等

1 概要	57
2 国土調査関係団体等への加入状況	57
3 推進団体等の活動状況	58

(資料)

(資料1) 徳島県の地籍整備状況（調査別内訳）	59
(資料2) 徳島県の地籍整備状況（地帯別内訳）	60
(資料3) 地籍アドバイザー派遣に係る資料	61
(資料4) 徳島県国土調査推進協議会	64
(資料5) 公益社団法人全国国土調査協会	69
(資料6) 公益社団法人全国国土調査協会四国ブロック会	74

地籍調査事業担当課一覧	77
-------------	----

第1章 国土調査について

1 国土調査とは

国土調査は、国土調査法（昭和26年法律第180号）及び国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）等に基づいて、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することにより、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図ることを目的として実施しているものです。

2 国土調査の概要

国土調査は、「基本調査」「土地分類調査」「水調査」「地籍調査」に分類され、土地及び水に関する基礎的な情報の実態把握を行う調査であり、土地の有効利用による居住環境及び自然環境の整備などの施策を展開するうえで不可欠な調査です。

(1) 「基本調査」

基本調査とは、土地分類調査、水調査及び地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（このために必要な基準点測量を含む。）並びに土地分類調査及び水調査の基準の設定のための調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する調査です。

(2) 「土地分類調査」

土地分類調査とは、土地をその利用の可能性により分類する目的をもって、土地の利用現況、土性その他の土壌の物理的及び化学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する調査です。

(3) 「水調査」

水調査とは、治水及び利水に資する目的をもって、気象、陸水の流量、水質及び流砂状況並びに取水量、用水量、排水量及び水利慣行等の水利に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する調査です。

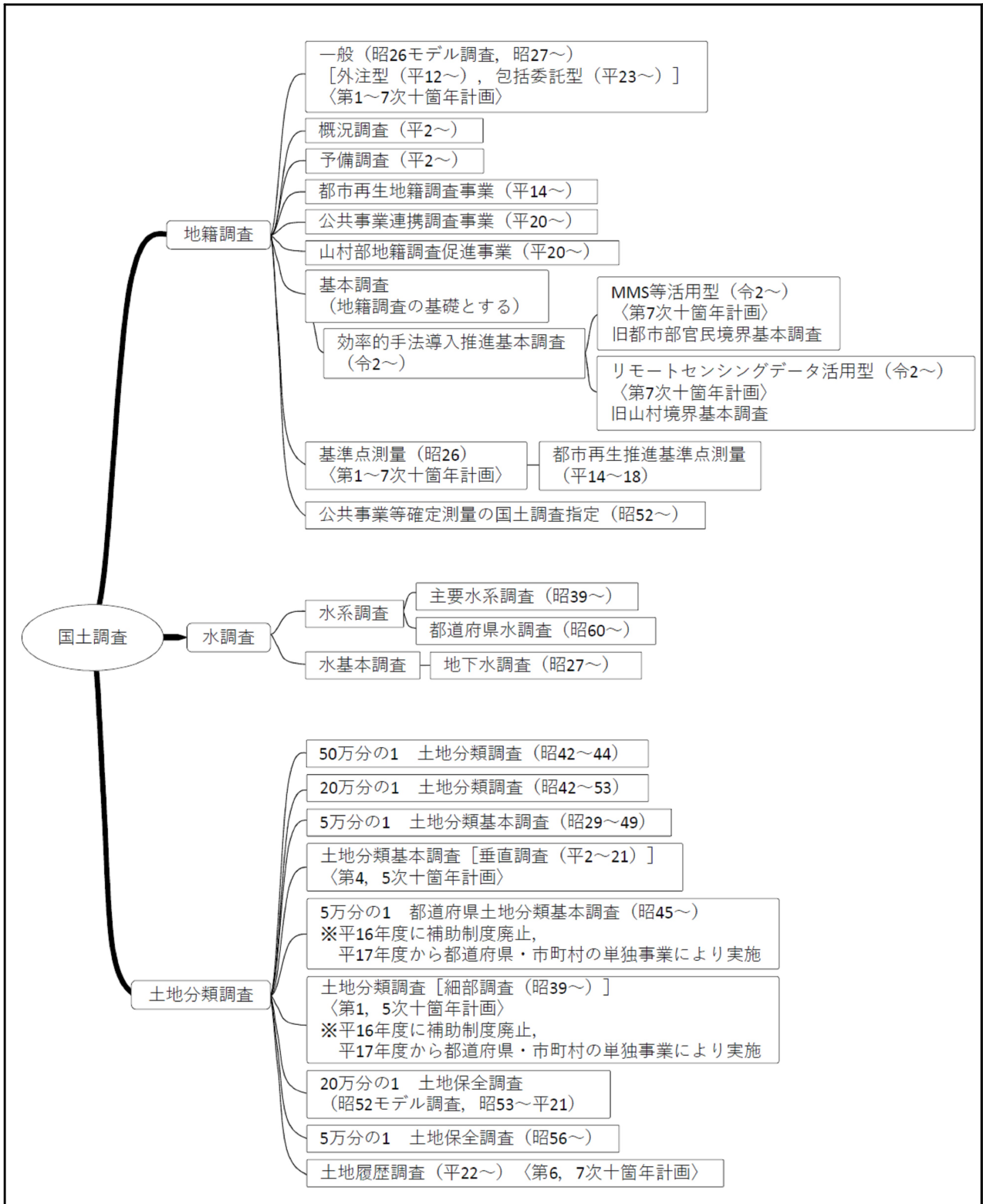
(4) 「地籍調査」

地籍調査とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する調査です。

3 国土調査の内容

国土調査は、国土調査法及び国土調査促進特別措置法等に基づき実施されており、土地分類調査、水調査及び地籍調査に大別されます。

調査の種類（国土調査の体系）



4 国土調査事業の成立と経過

戦後、疲弊した国の再建を図るためには、土地・水等の国土資源を最大限に活用し、経済基盤を充実させていくことが非常に重要でありました。そこで、国土の開発及び保全並びに利用の高度化に資する、国土の量的・質的実態を正確に把握する調査が必要であると考えられました。

昭和22年、経済安定本部に設置されていた資源委員会において、土地調査に関する検討が進められた結果、昭和24年3月、同本部総裁に対し「土地調査に関する勧告」がなされました。

また、国会においても国土調査促進の機運が高まり、昭和24年、第5国会の衆議院において、各党共同提案により「全国統一的土地調査促進に関する決議」が満場一致で採決されました。

これを受けて、昭和24年10月、国土総合調査に関する閣議決定がなされ、国土調査に関する構想が具体化されることとなり、昭和25年5月、経済安定本部に設置された土地調査準備会において検討が進められた結果、昭和26年3月、第10国会において政府提案により「**国土調査法**（昭和26年法律第180号）」が提案され、同年5月成立、6月1日公布・施行されました。

国土調査のうち、まず事業化されたのは地籍調査です。しかしながら、昭和26年度から37年度に至る事業の実績は、遅々として進みませんでした。

徳島県においても37年度までに、地籍調査に着手したのは阿南市のみで、調査の進展は図られませんでした。

一方、国土総合開発・新産業都市建設・地方開発・特定地域開発に関する諸立法、農業基本法等の経済立法の制定により、産業立地の適正化・農業構造の改善等を図るための環境整備が行なわれるに伴い、その前提的要請である国土調査の画期的推進を図ることは、現下の急務であるとする請願に基づき、昭和37年4月第40国会に、自民・社会・民社各党共同提案による「国土調査促進特別措置法案」が上程され、同年5月法律第143号をもって、「**国土調査促進特別措置法**」が制定されました。

5 国土調査事業十箇年計画

昭和37年に制定された国土調査促進特別措置法に基づいて、昭和38年5月、国土調査事業十箇年計画が閣議決定され、以降、長期的な視点に立った計画的な地籍調査（国土調査）が全国的に行われるようになりました。

(1) 第1次十箇年計画（昭和38年度～44年度）

本計画における計画事業量は全国が42,000km²、うち徳島県は380km²でした。

この計画については、市町村の財政事情及び担当職員の不足、また国土調査の必要性が市町村に浸透しなかったことなどの要因から、実施が非常に困難な状態でした。

このような中、第1次十箇年計画半ばである昭和44年に、国土総合開発法に基づく全国総合開発計画の新計画が策定され、昭和60年度を目標として各種の国土開発事業が急速に実施される見込みとなったことから、その基礎となる国土調査事業を飛躍的に増大させることとなり、第1次計画は7年で打ち切られ、昭和45年度を初年度とする第2次国土調査事業十箇年計画が始まりました。

(2) 第2次十箇年計画（昭和45年度～54年度）

本計画における計画事業量は全国が85,000km²、うち徳島県は1,100km²でした。

この計画の実施実績は全国が38,238km²（進捗率45%）、徳島県は207km²（19%）と、はかばかしくなかったものの、調査の必要性・成果の有用性は誰もが認めるところとなりました。

(3) 第3次十箇年計画（昭和55年度～平成元年度）

本計画における計画事業量は全国が60,000km²、うち徳島県は700km²でした。

この計画では「実施可能な事業量を」ということで、計画面積が若干減らされましたが、この計画も、財政再建に伴う国の予算の減少などの諸般の事情により、実施実績は全国で55%、徳島県においても25%（174km²）に終わりました。

また、都市部における調査の遅れなど進捗に地域的な不均衡が見られるようになりました。

(4) 第4次十箇年計画（平成2年度～11年度）

本計画における計画事業量は全国が49,200km²、うち徳島県は500km²でした。

国土調査事業は、国土政策の主要な課題である多極分散型国土の構築をめざした地方の定住条件の整備、安全で質の高い国土環境の整備、あるいは土地に関する政策の総合的かつ効率的な実施に応えるための基礎として、必要性が非常に高いものと考えられました。

この計画では、地籍調査を国土の開発及び高度利用のための基礎資料とするため、特に緊急性の高い地域から計画的かつ効率的に実施していくこととされました。

(5) 第5次十箇年計画（平成12年度～21年度）

本計画における計画事業量は全国が34,000km²、うち徳島県は760km²でした。

計画の策定に当たっては、一筆地調査における立会制度の弾力化を進めるとともに、民間の能力・成果を活用した事業を導入し、緊急かつ計画的な実施を促進することとし、次の取組を行うこととしました。

① 外部の専門家の活用

一筆地調査の外注化

② 境界確認手続の弾力化

土地所有者等の立会いが得られない場合の、書面（筆界案）を用いた、土地所有者等への確認

③ 都市再生街区基本調査の実施（平成16～18年度）

都市部（DID：人口集中地区）において、地籍整備に必要な基礎的データ等を国が収集・整備する「都市再生街区基本調査」を実施

(6) 第6次十箇年計画（平成22年度～令和元年度）

本計画における計画事業量は全国が21,000km²、うち徳島県は520km²でした。

この計画では、優先的に地籍を明確にすべき地域を絞り込み、この地域のおよそ半分の地域について地籍の明確化を図ることとしました。計画事業量以外にも全体及び地帯別（人口集中地区と林地）に進捗率を記載していました。

また、地籍調査未着手または休止中の市町村の解消を目指すほか、国土調査以外での測量及び成果の活用促進も図ることとしました。

なお、平成26年に中間見直しを行い、「国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書（平成26年8月21日）」を踏まえ、地籍整備を推進しました。

計画後半における主な取組みは、次のとおりでした。

① 地籍調査の促進に向けた方策

- ・民間委託の拡大
- ・所有者の所在が不明な土地における筆界確認方法の積極的な活用
- ・新技術の活用
- ・必要な予算と実施体制への配慮
- ・国民に分かり易い指標
- ・都市部における地籍調査の推進

② 国直轄の基本調査の実施による土地境界の明確化の推進

- ・都市部における国直轄の基本調査の重点的实施
- ・山村部における国直轄の基本調査の効果的実施

③ 未着手・休止市町村の解消

④ 国土調査以外の測量・調査成果の活用

⑤ 基準点の適切な設置

(7) 第7次十箇年計画（令和2年度～令和11年度）

本計画における計画事業量は全国が15,000km²、うち徳島県は743km²です。

この計画では、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）により改正された国土調査法（昭和26年法律第180号）等に基づき、地籍調査の迅速かつ効率的な実施を図ります。

① 地籍調査の促進に向けた新たな方策

○所有者不明等の場合でも調査を進められるような新たな調査手続の活用

- ・所有者探索のための固定資産課税台帳等の情報の利用
- ・筆界案の公告による調査
- ・地方公共団体による筆界特定の申請

○地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法の導入

- ・都市部における官民境界の先行的な調査（街区境界調査）
- ・山村部におけるリモートセンシングデータの活用

② 国による支援

- ・地籍調査に関する助言を行う有識者等の地方公共団体等への派遣
- ・基本調査の実施による効率的な調査手法の実施事例の蓄積及びその普及
- ・地方公共団体と法務局との連携の促進

③ 国土調査以外の成果の活用

民間事業者、公物管理者等の測量成果も活用した地籍整備の推進を図るため、国土調査以外の測量及び調査の成果について国土調査と同等以上の精度又は正確さを有するものとして国土交通大臣等が指定する制度の更なる活用を促進するとともに、街区を形成する道路等の管理者等との更なる連携を図ります。

④ 未着手・休止市町の解消

地籍調査に未着手の市町村又は休止中の市町村について、それぞれの地域の実情を踏まえた対策等を講じることにより、その解消を目指します。

第2章 地籍調査とは何か

1 地籍調査が開始されるまで

昭和26年、国土調査法が制定され地籍調査が実施されるようになるまでに、日本で行われてきた土地の管理に関する制度等の一部についてまとめました。

「班田収授の法」

7世紀頃の大化改新において導入された、唐（当時の中国）の均田制にならった土地管理制度です。

土地を全て国有とし、「田^{でんす}図」という地図をつくり、人民に貸し与えました。また、6年ごとに戸籍・課税台帳を更新しました。

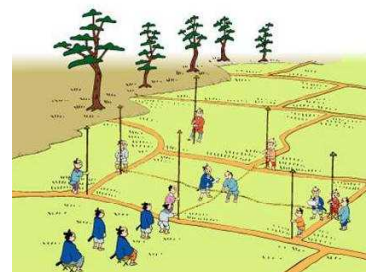


「太閤検地」

戦国乱世の後、中央集権化をめざした豊臣秀吉は、地租取り立てを目的として、農民の田畑の一笔（いっぴつ）ごとの広さを測る「太閤検地」を行いました。

これが統一的な方法によって全国規模で行われた日本で最初の土地調査であり、それまでの土地管理制度を大きく変えるものとなりました。

また、江戸時代においても、同様の土地の調査が行われていました。

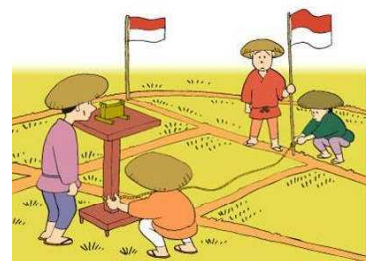


「地租改正」（明治6～14年）

地租改正とは、課税の基準を従来の収穫量から地価に改め、物納から金納に移行するための土地制度の改革で、土地の私的所有が認められ、地^{ちけん}券を発行して土地所有者を確定し、これに納税義務を課しました。

地租改正においては測量等が行われ、図面が作成されましたが、次のこと等から面積や形状が必ずしも現地と整合しておらず、地域によっては脱落地、重複地等があるといった問題も生じていました。

- ① 短期間で作成されたこと
- ② 土地所有者等が測量を行い、役人が検査するという方法を使ったこと
- ③ 当時の測量技術が未熟であったこと



この地租改正で作成された図面を「^{あざぎりず}字限図」等と呼び、いわゆる「公図」（地図に準ずる図面）の大部分を占めています。

その後、地租改正で作成された図面が粗雑なものであったので、明治18年から22年にかけて、全国の約3分の1の土地について図面の更正が行われましたが、地租改正時の問題点が改善されなかったため、図面の整合性、正確性の向上は図られませんでした。

2 地籍調査の概要

(1) 地籍調査

地籍調査とは、一筆ごとの土地について、その実態を明らかにするため、所在、地番、地目及び境界の調査と登記簿に記載された所有者の表示事項に関する確認と、境界の測量及び面積の測定を行い、調査の結果を地籍図及び地籍簿に作成することをいい、いわば土地に関する戸籍調査ともいえるべき基礎的な調査です。

その成果は登記所にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることになります。

(2) 地籍図

境界の測量によって作成された地図を「地籍図」といい、あらゆる土地の一筆ごとの境界を、近代的測量技術をもって、正確に測量して、縮尺二百五十分の一、五百分の一、一千分の一、二千五百分の一及び五千分の一のいずれかの縮尺の地籍図を作成します。

基準点に基づく測量が実施されることで、一筆ごとの土地の境界点が地球上のどの位置にあるかが明確となるため、地すべりや土砂崩れ等の災害により現地での土地の境界が不明になった場合でも、この地籍図を基に境界を復元することが可能になります。

(3) 地籍簿

一筆ごとの土地の所在、地番、地目、面積及び所有者について行った調査・測量の結果を記載したものを「地籍簿」といいます。記載内容は土地登記簿の表題部と同じ内容となります。

地籍調査前 公図(旧土地台帳附属地図)



地籍調査後 地籍図



3 地籍調査の必要性

(1) 現状

わが国では、「地籍調査」が行われるまで、土地に関する実態の科学的な調査が行われたことはありませんでした。

地籍調査が行われるまでの間、登記所に備え付けられている地図（公図）や土地台帳・登記簿等は、地租改正で作られたものを基礎としており、不完全な箇所が極めて多く、土地に関する情報として非常に貧弱なものとなっています。

特に地図は、実際の土地に比べて、面積も形状も大きく違っており、中には、地図としての役割を果たしていないものもあります。

(2) 目的と必要性

今後、我が国の経済が持続的に発展し、社会が健全に発達していくためには、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化が不可欠となりますが、このためには、全国土にわたり科学的且つ総合的に調査し、土地に関する基礎資料としての地籍図・地籍簿を整備することが必要となります。

土地の有効利用に向けた土地取引の活性化のためには、土地に関する基礎的な情報の整備、災害に備えるためには、一筆ごとの土地境界の正確な位置について、現地復元能力のある地図の整備が必要となります。

(3) 緊急性

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害発生後の円滑な復旧・復興対策のため、被災が想定される地域の地籍調査を早期に完成させることが必要です。

※ 阪神・淡路大震災（平成7年）では、地籍調査の未実施地域での土地の境界確認が問題となり、災害復旧の障害になりました。

東日本大震災（平成23年）では、多くの土地で地籍調査が実施済みであったことから、復興事業における土地境界にかかる問題は、一部地域に限られました。

また近年では、集中豪雨による山地災害の発生リスクが上昇し、中山間地域でも、地籍調査の重要性が増していますが、所有者不明土地の増加や土地所有者の高齢化により境界確認の困難さが増大していることから、地籍調査の早期実施が必要となっています。

4 地籍調査の効果

(1) 災害復旧の迅速化

地籍調査未実施地域において、地震、土砂崩れ、水害等の災害が起こり土地の形状が変わってしまった場合、元の土地の境界に関する正確な記録がないため、復旧計画の策定や換地事務等に時間を要し、結果的に復旧が遅れるというケースがあります。



地籍調査を実施していれば、個々の土地境界の位置が地球上の座標値と結びつけられ、成果が数値的に管理されることになるため、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することができ、復旧活動に迅速にとりかかることが可能となります。

(2) 公共事業の円滑な実施

道路・公園等の公共事業を実施する場合、必ず正確な地籍、特に精度の高い地図が必要となります。地籍調査がされていないと、事業のたびに現地で地権者の立会を求め実測を行うなどの無駄が生じるほか、事業採択後に現地調査を行った結果、土地の境界について同意が得られず、事業の進捗そのものに多大な支障を生じたりする場合があります。

地籍調査を実施していれば、計画当初から取得すべき土地の正確な境界や面積を知ることができ、地籍の状況を踏まえた計画立案がなされます。また、既に地権者により確認された境界を現地復元することにより、円滑な用地取得が行われ、各種事業の円滑な推進に寄与します。

(3) 地図混乱地域の解消

登記所の公図に表示された土地の位置及び形状と現況が大きく異なっているいわゆる「地図混乱地域」では、土地の所有権が明確でないため、土地の取引や公共事業の推進を妨げる要因となっています。

地籍調査を行えば、地図の混乱状況が解消されるので、土地取引や公共事業の用地取得が円滑となり、土地の流動化や有効利用を推進するための基礎を築くことができます。



(4) 土地をめぐるトラブルの未然防止

地籍調査が実施されておらず、土地の境界等が不明確なままの地域では、しばしば土地の売買や相続などをきっかけに、隣人との間で境界争いが発生するなど、土地をめぐるトラブルが発生し、住民関係の悪化を招いたり、長期にわたる裁判での解決を余儀なくされたりするケースがあります。

地籍調査が実施されていれば、一筆ごとの土地の境界が地権者の立会のもとに確認され、その結果が数値データにより記録・保存されているため、将来の境界紛争を未然に防止することができます。また、土地取引や相続が円滑にできるようになり、個人資産の保全及び地域の安心につながります。



①土地を購入し、改めて測って見たら登記簿の面積と違っていた。



②塀をつくり替えようとしたら、隣の土地の所有者から「境界が違う」と言われた。



③相続を受けた土地の正確な位置がわからなかった。

(5) 公租・公課等の負担の公平化

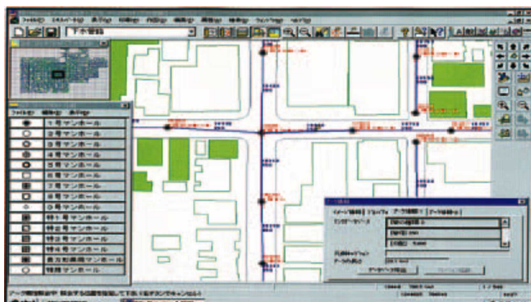
税務行政においては公平負担の原則が何よりも求められますが、土地の所有に対する課税である固定資産税の課税は、必ずしも正確でない登記簿や公図のデータを参考にしているため、正確な土地の実態が反映されず、不公平な取り扱いとなっている場合があります。

地籍調査を行えば、土地一筆ごとの正確な地目や面積が把握されるため、課税の適正化・公平化を図ることができます。

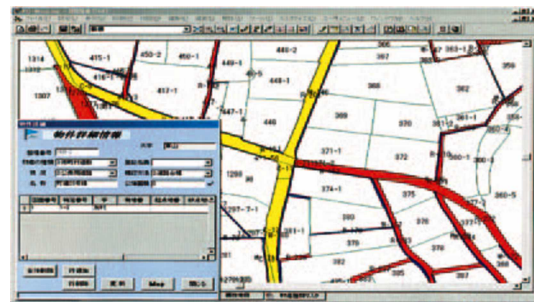
(6) 地理情報システムによる多方面での利活用

行政の効率化やコスト縮減等のため、GIS（地理情報システム）の重要性が高まっています。GISを構築するためには、ベースとなる地図情報が必要です。

地籍調査の実施により、一筆ごとの土地情報（境界、面積、地目、所有者）を、位置を基準とするさまざまな属性情報と結びつけて利用することができます。



固定資産税管理



法定外公共物管理

※地理情報システム（GIS：Geographic Information System）

5 地籍調査成果の利用事例

利用した事業・事務	利用の内容
○開発計画等市町村の基本計画 基本構想の作成 ○土地利用規制	土地利用状況調査資料 字別図、計画平面図素図の作成 土地利用区分、所有者、地目、地区別面積等の集計
○公共事業 ○ほ場整備事業 土地区画整理事業 ○災害復旧事業	事業計画、実施、買収、境界確認、登記等資料 計画平面図基図、用地関係資料、従前地調査資料 (所有者・地区界・官民境界、評価等) 登記申請添付図、換地計画図基図 増高申請書添付図
○造林事業	施業計画図、台帳、現地確認等資料
○公共施設台帳の作成 ○農道・水利受益地台帳整備 ○公共施設保全・管理 ○公有財産台帳整備（取得、貸付、払下げ、登記等事務）	丈量図、施設図の基図等 受益区域、面積、地目、所有者等資料 公共施設管理図、官民界の確認 財産図の作成、所有面積・境界確認、 取得・貸付・払下げ関係図作成、
○農地法事務（農地調整）	所有権移転、転用等許認可審査資料、添付図
○農業振興地域の整備に関する法律に関する事務	土地利用区分、農地利用規制、 用途区分編入・除外手続の基礎図
○市町村税評価替事務 土地課税台帳整備	所有者、地目・面積等の更新、評価区分、 路評価算・画地計算資料、現地調査案内図

6 GISにおける地籍情報の活用

(1) 行政サービスの向上や効率化に役立つ地籍情報のGIS化

- 1) 地籍図をGISに取り込むことで、正確な境界情報・地籍情報（土地の境界、地番等）をすぐに確認することができます。
- 2) 庁内地図データの一元化により、現場情報や地権者情報の迅速な確認が可能となり、地図購入費、地図作成に係るシステム費、保守費が縮減できます。

(2) 災害からの復旧・復興に役立つ地籍情報のGIS化

- 1) 復興関係の計画の策定の際に、他部局において正確な地図である地籍図の活用が容易になります。
- 2) 他部局で作成した図面や航空写真との連携により、土地の位置や境界、現況等の確認が容易になるため、復旧・復興に当たっての用地に関する事務が迅速に行えます。
- 3) 分散している復興事業に係る地権者の割り出しが容易になります。

第3章 地籍調査に関する制度

1 地籍調査の費用負担

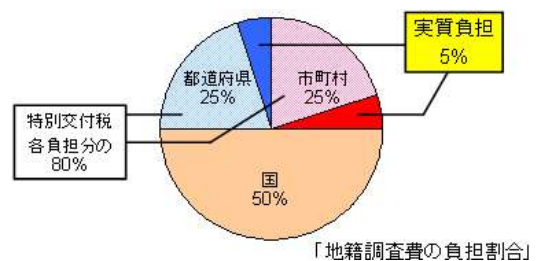
地籍調査は自治事務として、主に市町村等が事業主体となって実施しています。
 また、国土調査法施行令で定める土地改良区及び森林組合も行うことができます。
 地籍調査に要する経費については、次のとおり市町村、都道府県、国が負担しており、
 地元住民の方に個別に負担を求めることはありません。

経費の負担割合

実施機関	国庫負担金	県負担金			市町村負担金			土地改良区等負担金
		財源内訳		財源内訳				
		実質負担	特別交付税	実質負担	特別交付税			
市町村	1/2 (50%)	1/4 (25%)	1/20 (5%)	4/20 (20%)	1/4 (25%)	1/20 (5%)	4/20 (20%)	
土地改良区等	40/60	10/60	2/60	8/60				10/60
都道府県	1/2 (50%)	1/2 (50%)	1/10 (10%)	4/10 (40%)				

市町村が実施する場合、調査に必要な経費の1/2は国が負担し、1/4を都道府県が負担しています。

さらに、市町村や都道府県が負担する経費の80%が特別交付税措置の対象となっており、実質的には5%の負担で実施することが可能です。



<参考>負担割合の推移（市町村が事業主体の場合）

区分	昭26	昭27	昭28～昭30	昭31	昭31～昭37	昭38～昭47	昭45～昭54	昭55～昭59
国	—	1/4	1/3	1/2	2/3		2/3	
県	不明	不明	不明	不明	不明		1/6	
市町村	不明	不明	不明	不明	不明		1/6	
調査方式	モデル事業	任意調査			特定計画	第1次十箇年計画	第2次十箇年計画	第3次十箇年計画

区分	昭60	昭61～平元	平2～平4	平5～平11	平12～平21	平22～令元	令2～令11
国	3/5	5.50/10 (55.0%)		1/2 (50.0%)			
県	1/5	2.25/10 (22.5%)		1/4 (25.0%)			
市町村	1/5	2.25/10 (22.5%)		1/4 (25.0%)			
調査方式	第3次十箇年計画		第4次十箇年計画		第5次十箇年計画	第6次十箇年計画	第7次十箇年計画

2 地籍調査事業の概要

(1) 基準点測量

国土地理院は、測量作業の基礎となる基本三角点（1～3等三角点）をもとにして、基準点（4等三角点）を全国に設置しています。

(2) 地籍調査

土地と所有者との正確な結びつきを全国的な規模で統一的に把握するため、毎筆の土地について、土地に関する権利の基礎となる地番、所有者及び地目等の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）を作成する事業であり、主として市町村が実施しています。

地籍図及び地籍簿は、国土交通大臣又は都道府県知事の認証を受けた後、その写しが都道府県及び市町村において保管され、土地に関する基礎資料として、多方面にわたり利用されています。

また、これらの成果は管轄登記所に送付され、これに基づいて土地の登記簿が書き改められるとともに、地籍図の写しが備え付けられます。

1) 地籍調査事業

地籍調査のうち、一筆地調査については、市町村職員が自ら実施することを原則としていましたが、市町村における人員確保の困難さが事業規模等を制約していることから、地籍調査の促進を図るため、第5次十箇年計画において、地籍調査事業（外注型）が創設され、専門技術者（土地家屋調査士、土地改良換地士、土地区画整備士など）を活用して調査を実施することが可能となりました。

更に、第6次十箇年計画において、民間法人に委託できる部分を拡大（工程管理・検査等）するため、国土調査法第10条第2項を新設し、「都道府県又は市町村は、国土調査を適正かつ確実に実施することができる者と認められる者として国土交通省令で定める要件に該当する法人に、その行う国土調査の実施を委託することができる。」こととしました。

2) 概況調査

この調査は、都市地域における地籍の整備状況を明らかにするとともに、その成果を用いて地籍調査事業を優先して実施する地域の把握及び地籍調査事業実施上の諸問題の整理を行うことにより、地籍調査事業の推進に資するものです。

3) 予備調査

この調査は、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第16条の調査図素図の作成に当たって、地籍調査実施上の具体的な問題点の把握及び法定外公共物等の払下げのための準備を行うことにより、地籍調査の円滑な実施に資するものです。

3) 都市再生地籍調査事業

都市部において、計画的かつ集中的に短期間で地籍調査を完了させる目的で実施するものです。

また、通常的地籍調査以外に、次の調査を実施することができます。

① 街区境界調査

都市部において、街区を形成する道路と民地との境界（官民境界）を先行的に調査し、国土調査法上の認証を行った上で公表する調査です。

② 高精度民間制度活用調査

民間開発や都市整備に伴う事業による測量成果等、既存の測量成果等を用い、一筆地調査及び地籍調査を簡略化した、簡便な地籍調査を実施する調査です。

③ 筆界情報収集調査

一筆地調査の準備作業として、境界情報を数値化公図に合わせ収集・整理する調査です。

4) 公共事業連携調査事業

国の公共事業実施が予定されている地域において、地籍調査を連携して実施することにより、用地取得の円滑化・迅速化を図ります。

5) 社会資本整備円滑化地籍整備事業（平成28年度～）

社会資本整備円滑化地籍整備事業は、社会資本整備と地籍調査の連携を推進し、基幹事業に先行し、又は併せて地籍調査を実施することで、社会資本整備の円滑化を図ることを目的としています。

本事業は、以下のいずれかの要件を満たす基幹事業の関連事業として実施します。

① 用地取得等を伴う基幹事業

用地取得等を伴う基幹事業であり、事前に土地境界情報が整備されることで、当該事業の計画立案や用地取得等を円滑化させる効果が期待できるもの

- ・ 基幹事業の実施予定区域

② 災害のおそれのある地域において実施される基幹事業

津波、洪水、土砂災害等のおそれのある地域において実施される基幹事業であり、当該地域において、土地境界情報が整備されることで災害が発生した場合の復旧・復興を円滑化させる効果が期待できるもの

- ・ 基幹事業の実施予定区域
- ・ 基幹事業の対象区域として定められた災害のおそれのある地域

③ 都市開発等に資する基幹事業

都市開発等に資する基幹事業であり、当該事業の計画区域において、土地境界情報を整備しておくことで都市開発の円滑化や将来的な民間開発の誘発効果が期待できるもの

- ・ 基幹事業の実施予定区域
- ・ 基幹事業の対象区域として定められた都市開発や将来的な民間開発等の誘発を図ることとされている地域

6) 社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助（令和3年度～）

社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助（通称：円滑化補助）は、社会資本整備に関する事業と一体として行われる地籍調査を計画的かつ集中的に支援することにより、社会資本整備の円滑化を図ることを目的としています。

交付対象事業は、国土調査法第6条の4に規定する地籍調査のうち、社会資本整備に関する事業と一体のものとして、当該事業に先行して、又は併せて行われるものであり、かつ、社会資本整備の円滑化に資するものです。

第4章 国土調査以外の成果の活用について

第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）から、国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有する国土調査以外の測量及び調査の成果等についても活用を促進することとし、公共事業や民間開発等といった国土調査以外の測量及び成果についても、国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有していれば、国土調査法第19条第5項の規定に基づき、申請により国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することにより地籍整備の促進を図ることとしています。

1 国土調査法第19条第5項に基づく指定

国土調査法第19号第5項では、土地に関するさまざまな測量・調査の成果について、その精度・正確さが国土調査と同等以上の場合に、当該成果を国土交通大臣等が指定することにより国土調査の成果と同様に扱うことができることとしており、これを「19条5項指定」と呼んでいます。

(1) 指定の意義

- ① 当該事業の精度・正確さが、統一的に定められている地籍調査の成果と同等以上で、その調査・測量が正確なものであることが公証されます。
- ② 類似した調査・測量を同じ地区で重複して行うことを防止するとともに、地籍調査と一体となって、総合的に地籍の明確化を推進できます。
- ③ 地籍調査の完了後に広い範囲にわたって一筆ごとの土地の形状が変更された場合に、以前に行われた地籍調査の成果を確保することができます。

(2) 指定の対象等

事業者等の制限は無く、原則として、連続する土地の面積が500m²以上であり、国土調査と同等以上の精度・正確さがあると認められる成果であれば、原則として指定を受けることができます。

(3) 指定の条件

- ① 図面上に表示されている基準点、図郭線等及び筆界点、筆界線等の位置が国で定められた平面直角座標系に基づいていること。すなわち、当該測量の出発点として基本三角点又は公共基準点が使用されていること。
- ② 調査・測量上の誤りがなく、測量上の誤差が国土調査法施行令第15条に規定されている限度内であること。

(4) 基準点の設置

国土交通省では、昭和52年度から、国土調査法第19条第5項指定の促進に資するため、地籍調査とは別に、基準点未設置及び亡失地区での公共事業等確定測量用の四等

三角点を設置しています。

また、都市再生に資する土地区画整理、街路等の事業や民間開発事業等が予定されている地域については、高密度基準点設置が可能となっています。

2 地籍整備推進調査費補助金（平成22年度～）

(1) 目的

国土調査法第19条第5項指定の活用による土地境界情報の整備を促進するため、地方公共団体・民間事業者等が行う調査・測量等に対して、国が補助を行います。

(2) 補助対象

国土調査法第19条5項指定等を受けるために必要となる次の費用。
過去の測量成果を用いる場合であっても、追加的に必要な作業は対象。

(過去に実施した測量作業費用は補助対象外。)

- ① 調査計画等作成費（既存資料等収集・整理費）
- ② 境界情報等整備費（現況調査費、境界確認費）
- ③ 成果等作成費（予備調査費、成果等作成費）

(3) 事業の概要

- ① 事業主体：地方公共団体、民間事業者等
- ② 地域要件：人口集中地区、都市計画区域
- ③ 補助率： ア 事業主体が地方公共団体の場合

	国	地方公共団体
直接補助	1/2	1/2 ※1

※1 都道府県または市区町のいずれかでも可。

イ 事業主体が民間事業者等の場合

	国	地方公共団体	民間事業者等
間接補助	1/3 ※2	1/3	1/3
直接補助	1/3	—	2/3

※2 地方公共団体の補助する額の1/2を限度

④ 予算額

平成28年度	国予算	76百万円	徳島県なし
平成29年度	国予算	90百万円	〃
平成30年度	国予算	129百万円	〃
令和元年度	国予算	119百万円	〃
令和2年度	国予算	123百万円	〃
令和3年度	国予算	143百万円	〃
令和4年度	国予算	130百万円	〃
令和5年度	国予算	129百万円	〃

第5章 地籍調査の促進のための国の基本調査

1 効率的な手法導入推進基本調査（令和2年度～）

（1）全国の予算額

令和2年度	193百万円
令和3年度	214百万円
令和4年度	273百万円
令和5年度	160百万円

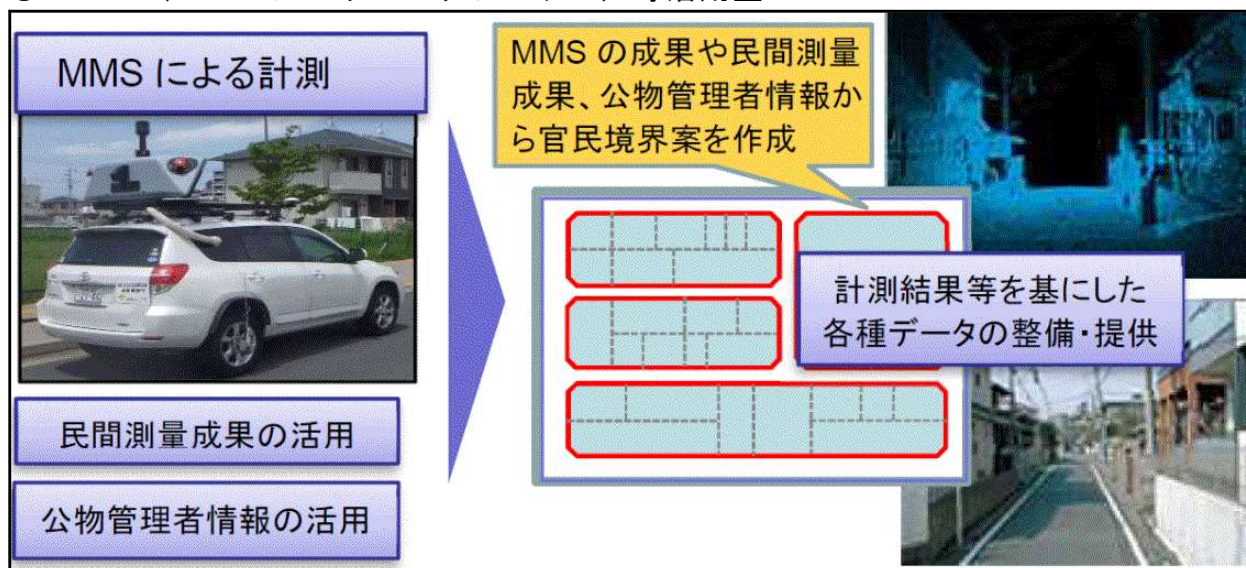
（2）目的

効率的な地籍調査手法の市町村への導入推進を図るため、以下の取組を国が地域の特性に応じて実施します。

- ・ MMS（モバイルマッピングシステム）による計測データ等を活用した官民境界の基礎的情報の整備
- ・ 空中写真、航空レーザ測量データ等のリモートセンシングデータの整備
- ・ 事例・技術的課題への対応方法等の蓄積・普及

（3）調査の内容

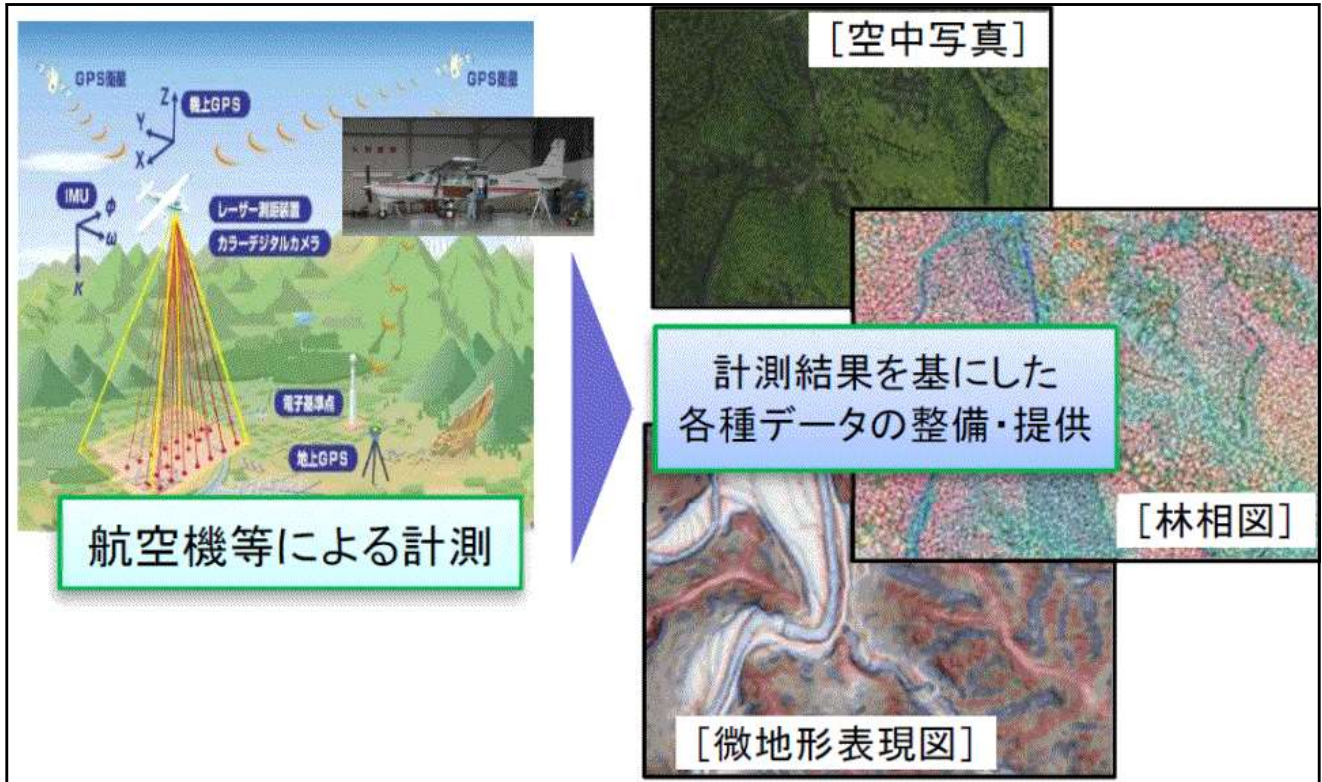
OMMS（モバイルマッピングシステム）等活用型



- ・ MMSを搭載した車を走行させることで広範囲のデータを短時間で計測可能であり、現地測量コストを削減。
- ・ 現地の写真や三次元データ、その他既存データを基にした現地立会いによらない効率的な確認手法（筆界案送付）に活用可能。

（参考）MMS（モバイルマッピングシステム）とは車両等に3Dレーザスキャナ・カメラ及び
自車位置姿勢データ取得装置を搭載し、移動しながら道路及び周辺の地形・地物等を計測
するシステム。数値地形図データ等が効率よく作成できる。

○リモートセンシングデータ活用型



- ・ 航空機等を用いて空中写真や航空レーザ測量等のリモートセンシングデータを広範囲で取得することで、机上で測量作業が可能となり、山村部での現地測量コストを削減。
- ・ リモートセンシングデータを活用して作成した筆界案を集会所等で確認することにより、現地立会いによらない効率的な確認手法に活用可能。

(4) 徳島県での実績

令和2年度 徳島県実施なし

令和3年度 //

令和4年度 //

令和5年度

徳島市新浜本町2丁目、新浜本町3丁目、

新浜本町4丁目、新浜町3丁目、新浜町4丁目 0.39km²

(5) 参考

○都市部官民境界基本調査（平成22年度～令和2年度）

- ・ 徳島県での実績

平成24年度実施

徳島市国府町の一部

0.01km²

平成25年度実施

徳島市国府町の一部

0.40km²

阿南市橋町、福村町及び向原町の各一部

1.01km²

海陽町四方原, 浅川, 鞆浦, 奥浦及び宍喰浦の各一部	1.24km ²
藍住町奥野の一部	0.22km ²
平成26年度実施	
徳島市国府町和田の一部	0.46km ²
阿南市富岡町, 日開野町及び領家町の各一部	0.71km ²
平成27年度実施	
徳島市国府町南岩延及び早淵の各一部	0.38km ²
平成28年度実施	
阿南市那賀川町中島の一部	0.55km ²
令和元年度	
徳島市津田町四丁目, 津田本町四丁目, 津田本町五丁目	0.35km ²
令和2年度	
徳島市津田町一丁目, 津田町二丁目, 津田町三丁目 津田本町一丁目, 津田本町二丁目, 津田本町三丁目	0.54km ²

○山村境界基本調査（平成22年度～令和2年度）

・徳島県での実績

平成22年度実施	
三好市山城町の一部(基準点のみ)	1.45km ²
那賀町白石の一部	2.78km ²
平成23年度実施	
三好市山城町の一部(基準点のみ)	3.67km ²
那賀町白石の一部	3.66km ²
平成24年度実施	
三好市池田町川崎の一部(基準点のみ)	3.40km ²
那賀町白石の一部(基準点のみ)	3.54km ²
平成25年度実施	
那賀町白石の一部	1.00km ²
平成27年度実施（平成26年度繰越）	
美馬市（穴吹町）猿飼の一部	1.15km ²
平成28年度実施	
美馬市（穴吹町）古宮川瀬の一部	1.07km ²
那賀町白石の一部	1.93km ²
平成29年度実施	
那賀町谷内の一部	1.46km ²

第6章 地籍調査の作業の流れ

1 地籍調査の作業の流れ

地籍調査は主に市町村等が実施主体となって、一般的には次のような流れで行われています。

① 市町村において地籍調査の実実施計画をつくります

調査を実施しようとする市町村が、関係機関との連絡や調整を行い、また住民等からの要望も踏まえ、いつ、どの地域を調査するのかなどの計画をつくります。



② 調査実施地域の住民の方への地元説明会を行います

地籍調査を行う地域の住民の方々に公民館等に集まっていただき、地籍調査の内容やその必要性、調査の日程、作業実施者等について、説明会を実施します。

③ 土地の境界の確認をします(一筆地調査)

地籍調査では、境界をはさんだ土地所有者の方々に、双方の合意の上で土地の境界を確認してもらいます。土地所有者など関係者の方々に現地に来ていただき、登記所にある公図等を基に作成した資料を参考に、自分の土地の範囲を確認してもらいます。また、土地の所有者、地番、地目(土地利用の現況)等も合わせて調査します。

このようにして確認された境界に、「杭」を打ちます。この杭は将来にわたって各筆の土地の境界(筆界/ひっかい)を示す大切な杭となります。



④ 確認していただいた境界の測量をします(地籍測量)

測量の基礎となる図根点(基準点)を設置し、各筆の土地の境界(筆界)の測量を行います。また、その結果を基に正確な地図(地籍図)を作るとともに、各筆の面積を計算で求めます。



⑤ 地籍簿をつくります

一筆地調査と地籍測量の結果をまとめ、地籍簿を作成します。

⑥ 地籍調査の結果を確認していただきます(閲覧)

作成された地籍図と地籍簿は、住民の方々に閲覧していただき、確認を行います。通常閲覧は市町村役場で行われており、期間は20日間です。

万が一、調査の結果に誤り等があった場合には、申し出ることができ、必要に応じて修正が行われます。ここで確認された地籍調査の結果が、最終的な地籍調査の成果となります。



⑦ 地籍調査の成果が登記所へ送付されます

地籍調査の成果(地籍図と地籍簿)は、その写しが登記所に送付されます。登記所では、地籍簿をもとに登記簿を修正し、それまで登記所にあった地図の代わりに、地籍図を登記所備え付けの正式な地図とします。

以後、登記所では、地籍調査の成果を不動産登記の資料として活用します。



(出典:地籍調査webサイト)

2 地籍調査事業の実施工程

工程大分類 名称及び概要		実施 年数 (標準)	負担 金等 の 対 象 工 程
A	地籍調査事業計画・事務手続 地籍調査事業実施主体における事業計画の策定及び事務手続き	1年目	
B	地籍調査事業準備 地籍調査事業実施主体における事業着手のための準備		
C	地籍図根三角測量 基準点を基に、多角測量により地籍図根三角点を設置する作業	2年目	
D	地籍図根多角測量 調査地域に、地籍細部測量（F I 工程）の基礎となる多角網を構成するように、地籍図根多角点を設置する作業		
E	一筆地調査 一筆ごとの土地について、登記簿及び公図を基に、関係土地所有者の立会のうえ、その所有者・地番・地目及び境界に関する調査を行う、地籍簿作成の基礎となる作業		
F I	地籍細部測量（細部図根測量） 一筆地測量（F II-1工程）のために、細部図根点を設置する作業		
F II	地籍細部測量（一筆地測量）（F II-1工程） 一筆地調査（E 工程）を完了した一筆ごとの土地の境界を測量する作業		
	原図作成（F II-2工程） 一筆地測量（F II-1工程）の測量結果を基に原図を作成する作業	3年目	
G	地積測定 一筆地測量（F II-1工程）により測量された筆界点座標を基に、一筆ごとの土地の面積を計算する作業。		
H	地籍図及び地籍簿の作成 上記の各作業工程における調査及び測量の結果作成された地籍簿案及び原図を一般の閲覧に供して、成果品としての地籍簿及び地籍図を作成する作業。		

3 測量（地籍図の作成）

（1）地籍図には“骨格”が必要

字限図・更生図・耕地整理図・区画整理図等在来の大部分の地図には骨格（全国的に統一された基準座標）がなく、あっても、いわゆる「任意座標」程度です。

一方、地籍図には、しっかりした骨格があります。これが字限図等と地籍図との根本的な違いです。字限図が繋がらない原因はここにあり、また、字限図の証拠価値が極めて低い原因もここから生じています。骨格が入ることによって、誤差や誤りが骨格に結びつけられて一定の限度内にとどめられ、累積することがなく、また、悪意に基づく不正も入り込む余地がないため、精度が保たれることとなります。

（2）平面直角座標系

現在行われている国土調査の測量では、図面の区切り方が、平面直角座標系の原点を基準にして整然と決められていて、整理と利用が効率化され、どこから測量を始めてもそれぞれの地図をお互いに繋げ合うことができます。

国土調査における平面直角座標系は、現在全国を19系に区分しており、四国4県にはIV系が適用されています（経度－東経133度30分、緯度－北緯33度）。

（3）基準点測量

① 基準点とは

基準点とは、地球上の位置や海面からの高さが正確に測定された三角点、水準点、電子基準点等をいいます。地図の作成や各種測量の際の基準・基礎となる点として使われます。基準点にはその場所を明確にするために、標石、金属標、鋳などの標識が設置されています。基準点には、国土地理院が基本測量として設置・測量する、国の骨格的な測量の基礎となる国家基準点（一等～三等三角点等）や、公共事業等を行う際に市町村等が設置する公共基準点など、様々な種類があります。

② 地籍調査のための基準点測量

地籍調査において行われる測量でも、位置の基準とするために、基準点の設置・測量が必要となります。国土調査法に基づき国が基本調査として実施している基準点測量では、四等三角点を設置しています。四等三角点は、市町村等の要望に基づき、地籍調査実施予定地区に原則地籍調査の前年度に設置されます。これらの作業は国土地理院（又は国土地理院より委託を受けた測量業者）が実施しています。四等三角点は、都市部では約1平方キロメートルに1点、山村部では約4平方キロメートルに1点が設置されています。これまでに累計で65,000点以上の四等三角点が設置されています。

（4）地籍測量

地籍測量とは、国土調査法に基づく地籍調査において土地の位置を平面直角座標面上で求めるため、国土地理院が設置した基本三角点（一等～三等三角点）および基準点（四等三角点）を基にして、一筆地調査によって確認した境界点を測量し、各筆の面積を求める測量です。

地籍測量は、作業方式として、地上法・航測法・併用法があり、それぞれについて簡単に解説します。

① 地上法

地上法とは、トータルステーション、G N S S測量機等を用いて測量を行い、地籍図原図を作成する方法です。

G N S S法・・・「汎地球航法衛星システム」を用いた測量方式。

G N S S以外の法・地籍図根測量、地籍細部測量の全行程をトータルステーション等を用いて測量を行い、計算により筆界点の位置を座標値で求める方式。

② 航測法

航測法とは、空中写真測量によって地籍図原図を作成する方法をいいます。

図根点及び全筆界点に対空標識を設置し、空中三角測量で求めた筆界点を含む全測点の写真座標を、平面直角座標値に変換して筆界点の位置を座標値で求める方式。

③ 併用法

併用法とは、航測法の空中三角測量により、図根点の位置座標を求め、地上法によって地籍細部測量を行う等、地上法と航測法を併用して地籍図原図を作成する方法をいいます。

空中三角測量によって得られた航測図根点の座標を使用し、地籍細部測量をトータルステーション、G N S S測量機等を用いる測量で行い、計算により筆界点の位置を座標値で求める方式。

(5) G N S S測量の導入による地籍測量の効率化

地籍測量では、「地籍図根三角測量」、「地籍図根多角測量」、「細部図根測量」、「一筆地測量」と呼ばれる4つの測量工程を経て、土地の境界を示す筆界点の位置を測定します。これらの測量工程では、国土地理院が設置した国家三角点や地籍測量の各工程で設置された地籍図根点あるいは細部図根点を基準として測量作業を実施しますが、近年、G P S等の測位衛星を用いた測量技術（G N S S測量）が普及し、さらに測量機器等が高度化したことで、より簡便に高精度な測量を実施することが可能となりました。

① 電子基準点のみを与点とする地籍図根三角測量（平成27年4月）

電子基準点とは、国土地理院が全国約1,300箇所に設置した国家基準点の一つであり、金属ピラー内にアンテナや受信機を搭載したG N S S連続観測点です。電子基準点は、常時G P S衛星等からの電波を受信しており、受信データをネットワーク経由で国土地理院に送信しています。これらのデータはウェブサイト等で一般に公開され、測量作業で使用することが可能です。

通常の場合では、既に位置が分かっている基準点(与点)と新たに位置を求めたい点(新点)に測量機器（G N S Sアンテナや受信機等）を設置し、観測作業を実施することで新点の位置を求めますが、与点に電子基準点を用いることで、与点上での機器設置や観測作業を省略することができるようになりました。

② G N S S測量による単点観測法を用いた一筆地測量（平成27年4月）

地籍測量では、「地籍図根三角測量」、「地籍図根多角測量」、「細部図根測量」、「一筆地測量」と呼ばれる4つの測量工程を実施し、多数の基準点を設置することで土地の境界を示す筆界点の位置を測定しますが、G N S S測量を用いた単点観測法（ネットワーク型R T K法）では、基準点を設置することなく、筆界点上で10秒程度の観測を実施することで、位置を測定することが可能です。

これにより、より効率的な地籍測量が可能となります。

③ 地籍調査作業規程準則の一部改正（平成28年4月）

近年のG N S S測量の普及や測量機器の性能により、より高精度な測量の実施が可能となっていることを踏まえ、地籍整備事業に係る測量作業においてもG N S S測量や高性能な測量機器を用いた効率的かつ高精度な測量を可能とするため、国土調査法第3条第2項の規定による地籍調査作業規程準則等の内容を見直し、平成28年4月に一部改正を行いました。主な改正内容は次の通りです。

- ・単点観測法と他の測量手法を併用し、より効率的な地籍測量を実施するため、単点観測法による地籍測量の作業順序に関する制限を削除
- ・旧来の測量手法で精度を担保するために規定した制限から高性能な測量機器や測量計算手法に則した制限に変更
- ・すでに利用されていない測量手法や制限等の条文を削除
- ・都市部の地籍測量を効率化するため、制限を緩和するとともに新しい測量手法を導入

④ 地籍調査作業規程準則運用基準等の一部改正（平成29年4月）

近年、G P S等の測位衛星を活用した測量が普及しているほか、距離や角度を計測する測量機器等の性能が向上し、より高精度な測量の実施が可能となっています。こうした情勢を踏まえ、地籍整備事業に係る測量作業においてもG N S S測量や高性能な測量機器を用いた効率的かつ高精度な測量を可能とし、より一層の効率化に資するため、地籍調査作業規程準則運用基準等の内容を見直し、平成29年2月に一部改正を行い同年4月に施行しました。主な改正内容は次のとおりです。

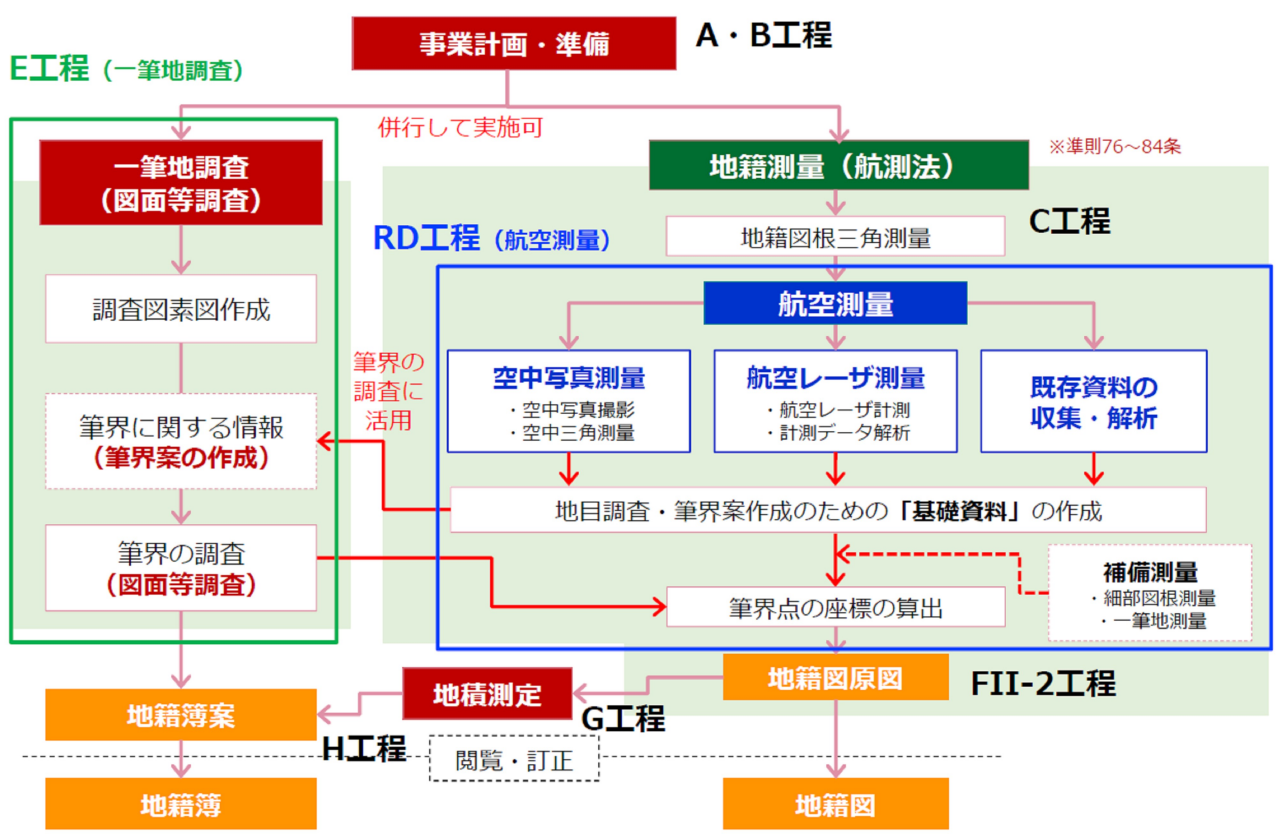
- ・省令（地籍調査作業規程準則）に定めのない方法により地籍調査を実施する場合の承認申請資料として、地籍整備課が定めるマニュアルを使用できること
- ・地籍図根多角測量を省略した場合の1次の細部多角点については、標高値を求めること
- ・地籍図根三角測量から短縮スタティックに関する項目を削除

(6) リモートセンシングデータを活用した山村部での地籍調査

土地所有者等の高齢化が進み、急峻かつ広大な土地が多い山村部では、現地での立ち会いや測量作業が大きな負担となっているほか、事故のリスクも高い状況となっています。そのような中、近年の測量技術の進展により、空中写真や航空レーザ測量から得られる高精度なリモートセンシングデータが活用できる環境が整いつつあります。リモートセンシングデータを活用する手法を導入することにより、現地立ち会いの負担軽減や測量作業の効率化が図られます。

① 地籍調査作業規程準則運用基準等の一部改正（令和2年9月）

地籍調査作業規程準則における地籍測量の作業工程のうち、航測法に関する規定が整理・追加され、空中写真測量又は航空レーザ測量により行うものとなりました。航測法による地籍測量は、精度区分乙二又は乙三の適用区域で実施可能です。



② 航測法を用いた地籍調査の手引きの発出（令和4年4月）

航測法を用いた地籍調査の更なる実施を推進する観点から、その趣旨や考え方、具体的な調査の進め方、リモートデータの扱いや留意点等と盛り込んだ手引き及び手引きの要点（ポイント）が作成されています。

4 一筆地調査（地籍簿の作成）

（1）一筆地調査の概要

測量は筆界を忠実に正しく記録する作業です。そのためには、一筆地測量等に先行し、一筆毎の土地について、所有者の立会いによる土地の境界を確認する作業を行わなければなりません。この作業を一筆地調査といいます。

国土調査法では、地籍調査とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することとされています。

（2）一筆地調査の作業内容

① 地籍調査票と調査図素図の作成

一筆地調査にあたっては、基礎資料として、登記所備え付けの土地登記簿と登記所地図（公図）等に基づいて、地籍調査票（土地の所在・地番・地目及び所有者等の事項を各筆ごとに登記簿から移記したもの）と調査図素図（登記所地図等の写し）を作成します。

② 筆界標示杭の設置

現地では、関係する土地所有者等が立会い、土地の境界を確認し、筆界の要所に正しく筆界標示杭を設置してもらいます。

③ 現地調査

以上の準備作業が完了すると、調査図素図に基づいて、毎筆の土地について、その所有者・所在・地番・地目及び筆界の調査を行い、調査図素図の表示が調査の結果と相違しているときは、その事項を訂正又は修正した調査図を作成します。

この調査図が細部測量を行う場合の案内図となり、また、現地調査の結果を記入する地籍調査票作成の基礎となります。

したがって、一筆地調査をいかに正確かつ円滑に実施するかが、地籍調査の良否を決定する最も重要な要素となります。

④ 地籍簿案と地籍図原図の作成

以上の調査を基にして一筆地測量を実施し、その結果により面積を測定し地籍簿案と地籍図原図を作成します。

⑤ 公告・閲覧・誤り等の修正

地籍調査の結果、地籍簿案と地籍図原図ができあがると、市町村等はその旨を公告し、20日間、市町村の事務所等で一般の閲覧に供することになります。

この期間内に誤り等の訂正の申し出があれば、必要に応じて再調査を行い、その結果により誤り等の修正を行って、成果としての地籍図及び地籍簿ができあがります。

（3）一筆地調査のための準備

地籍調査の各作業のうち、測量は民間の測量業者等が請負うこともできますが、一筆地調査については、地域内の土地の事情に通じた市町村等が直営で行う作業が多く、地域住民や関係者の十分な協力が得られなければ、事業を円滑に進めることができません。

せん。

このため、地籍調査を実施する市町村等は、調査の趣旨や制度の普及の徹底を図り、地籍調査を推進するために推進委員会等を設置することなどが望まれます。

(4) 一筆地調査の外注化について

① 趣旨

一筆地調査は、平成11年度まで、地籍調査の実施主体である市町村等の職員が自ら実施してきました。しかし、行政サービスの多様化等によって、十分な人員を配置することが困難となったことから、市町村等の人的負担を軽減するため、平成12年度から十分な知見等を有する外部専門家を活用した実施（一筆地調査の外注化）が可能となりました。また、当初は一部の地域に限定されていましたが、地域要件が緩和され、平成18年度からはすべての地域で実施可能となりました。

② 概要

調査の実施主体である市町村等（以下「実施主体」という。）は、一筆地調査について、調査の全部又はその一部を、一筆地調査を適正に実施する能力があると認められる者に対し委託することができます。

調査を請け負う者（以下「実行機関」という。）は、実施主体と密接な連携をとり、指示を仰ぎながら、責任を持って調査にあたり、実施主体は、実行機関が円滑に調査を実施できるように、必要な協力、助言を行います。

また、調査に係る資料を実行機関に提供するに当たっては、資料内容に十分留意し、土地所有者等のプライバシーの保護に万全を期すよう実行機関に要請しなければなりません。

③ 受託者（請負者）の要件

「能力があると認められる者」とは、具体的には、次のいずれかの要件を満たす者で、常時、調査業務に従事することができる者としています。

- ・土地家屋調査士、土地改良換地士又は土地区画整理士の資格を有する者
- ・一筆地調査や境界確認を伴う用地測量について、十分な知識と経験を有すると実施主体が認める者
- ・その他一筆地調査を実施するために十分な知識と経験を有すると実施主体が認める者

(5) 包括委託（2項委託）について

① 趣旨

外部の専門家のさらなる活用により地籍調査の一層の促進を図るため、これまでの直営又は工程の一部外注に加え、国土調査法第10条第2項の規定に基づき、国土交通省令で定める要件に該当する法人に対して一括した地籍調査の実施を委託することが可能となりました。

② 受託法人の要件

国土交通省令で定める要件は、次のとおりです。

- 1) 国土調査を適確に実施するに足る技術的な基礎を有するものであること

- 2) 法人の役員又は職員の構成が、国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- 3) 国土調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- 4) 前三号に定めるもののほか、国土調査を実施するにつき十分な適格性を有するものであること
- ③ 受託できる範囲

地籍調査の実施について、委託者検査、認証者検査を除き、また、A工程、B工程及びH工程の一部を委託者の作業補助に限るほか、ほとんどすべての工程について受託することができます。

なお、公権力を行使する業務、関係行政機関との連絡調整に関する業務は委託者が行います。具体的には、関係機関等への資料収集依頼、土地所有者等への土地立ち入りの通知、立ち会いの要請、代位登記等は、委託者が自らの名義で行います。

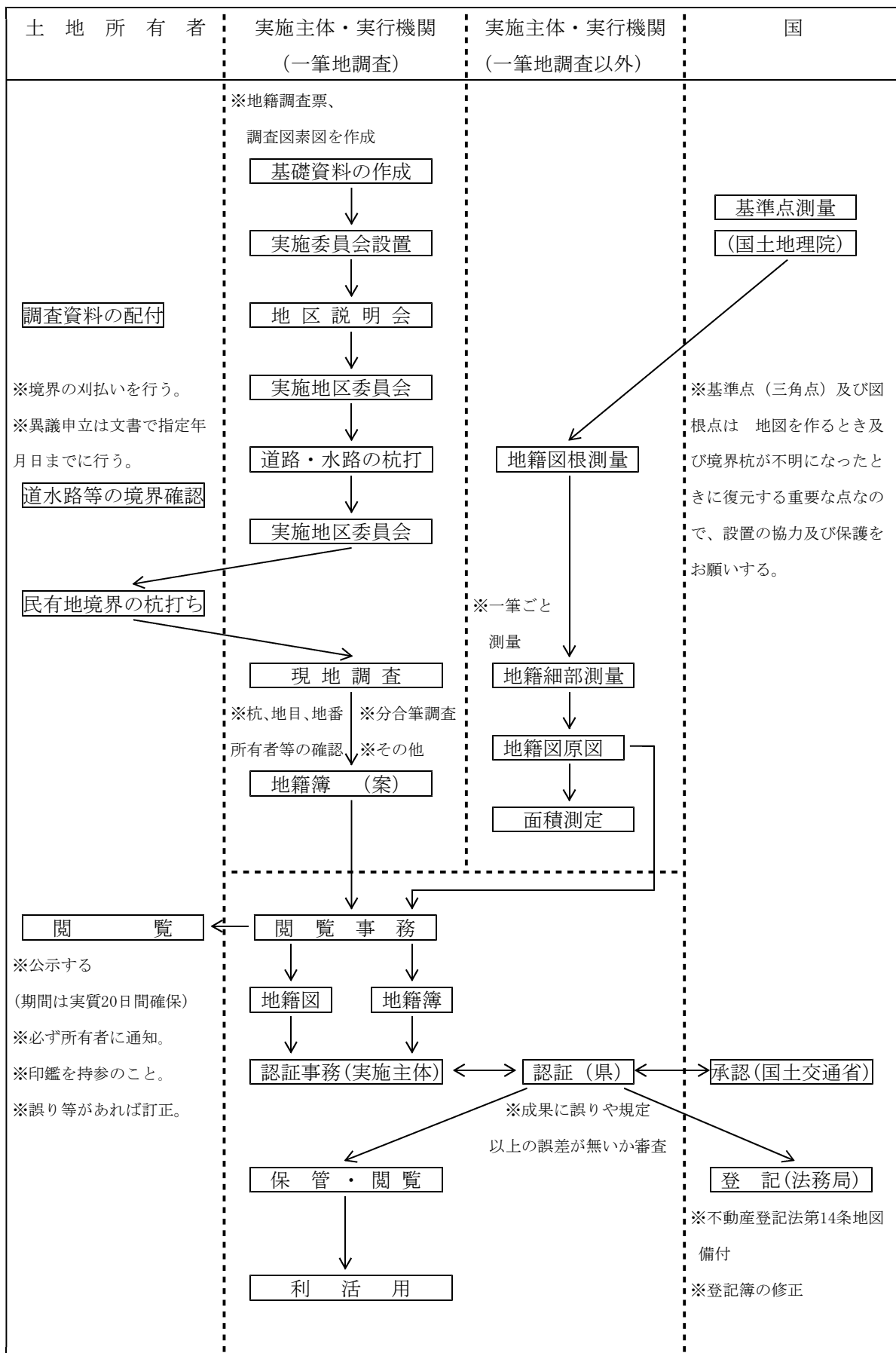
一筆地調査を委託（外注）した場合の役割分担（例）

項目	主体		外注		2項委託	
	市町村	受託者	市町村	受託者	市町村	受託者
資料の収集・関係機関との調整	◎		◎	○		
住所不明者等の調査	◎		◎			
地元説明会	◎	○	○		◎	
作業計画 立案	◎	○			◎	
審査	◎		◎			
単位区域界の調査	◎	○	○		◎	
調査図素図等作成	◎	○			◎	
現地調査の通知 立会日程案作成	◎	○			◎	
立会通知書の作成	◎	○	○		◎	
立会通知書の発送及び受領確認	◎		◎		○	
市町村の境界調査 通知・立会	◎	○	◎		○	
境界杭設置	○	◎	○		◎	
現地調査 境界の確認作業等	◎	○	○		◎	
農地から農地以外への変更調書作成	◎		◎		○	
境界確認不調箇所調書等作成	◎	○	○		◎	
筆界の確認が得られない場合の最終判断	◎		◎			
取りまとめ	◎	○	○		◎	
工程管理	◎				◎	
実施者検査	◎		◎		◎	
代位登記	◎		◎			

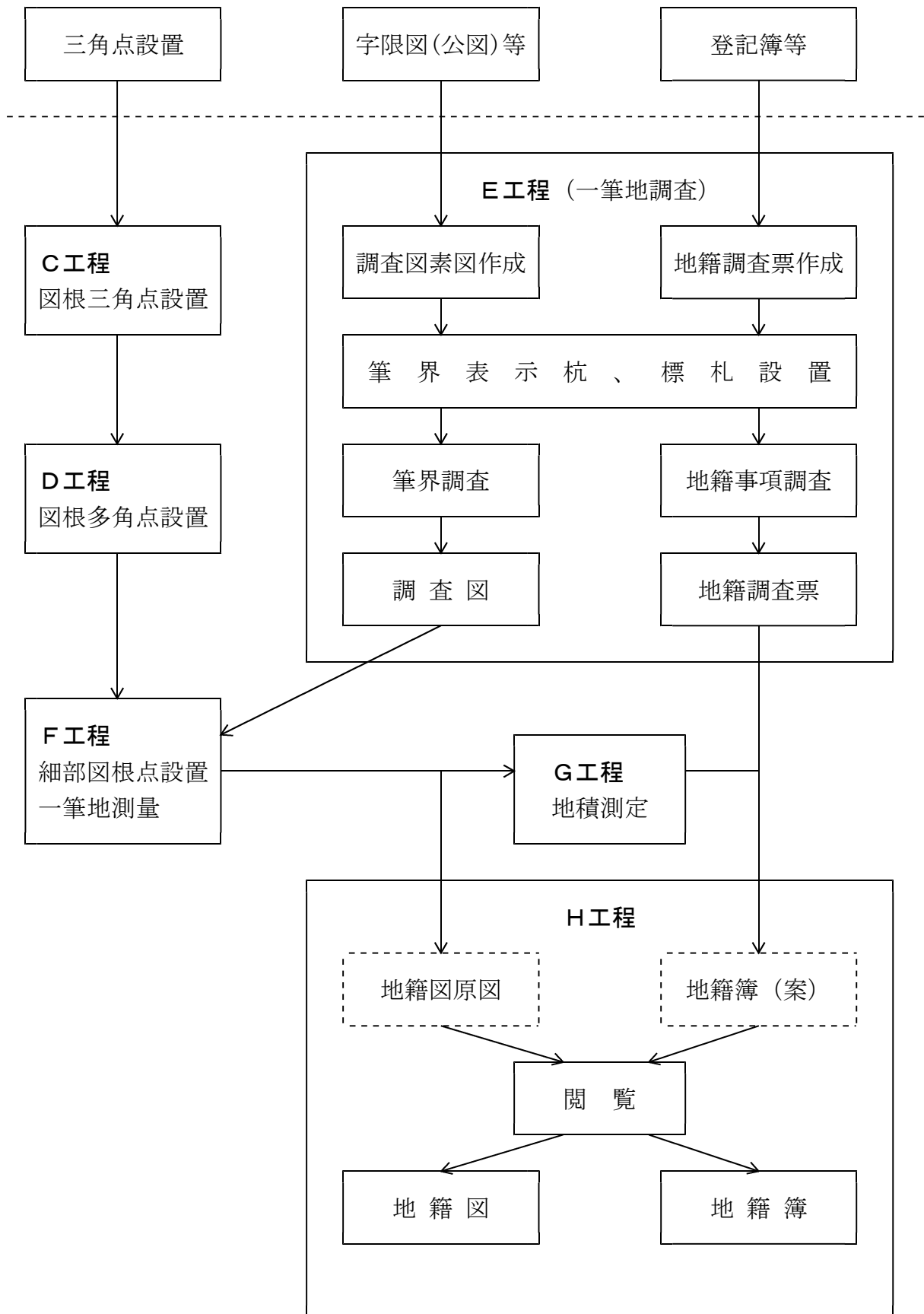
◎：主たる作業の実施

○：補助的作業の実施

地籍調査事業（外注化）の流れ（市町村が事業主体の例）



地籍簿作成作業 フローチャート



5 地籍調査事業の手続きの流れ

(1) 事業計画と負担金等の事務手続き

地籍調査は、国が緊急に国土調査事業を実施する必要があると認める地域について「国土調査事業十箇年計画」を定め、その計画に基づいて調査主体（市町村等）が事業を実施する方式（「計画方式」）により行われています。

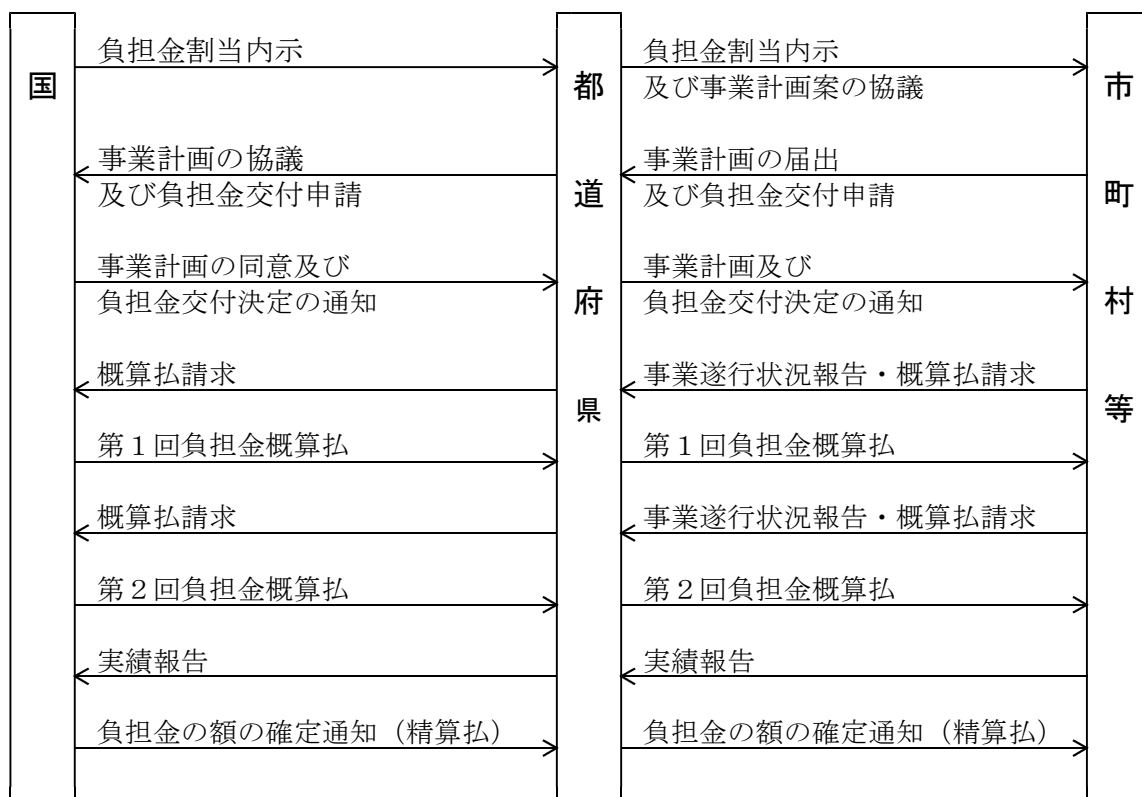
地籍調査を実施するために、県は、国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第 143号）第3条の規定により定められた国土調査事業十箇年計画に基づいて、地籍調査に関する県計画を策定します。

毎年度、県は、この計画にしたがって関係市町村等と協議して当該年度の事業計画案を作成し、国土交通大臣の承認を得て事業計画を決定し、その旨を公示するとともに、関係市町村等に通知します。

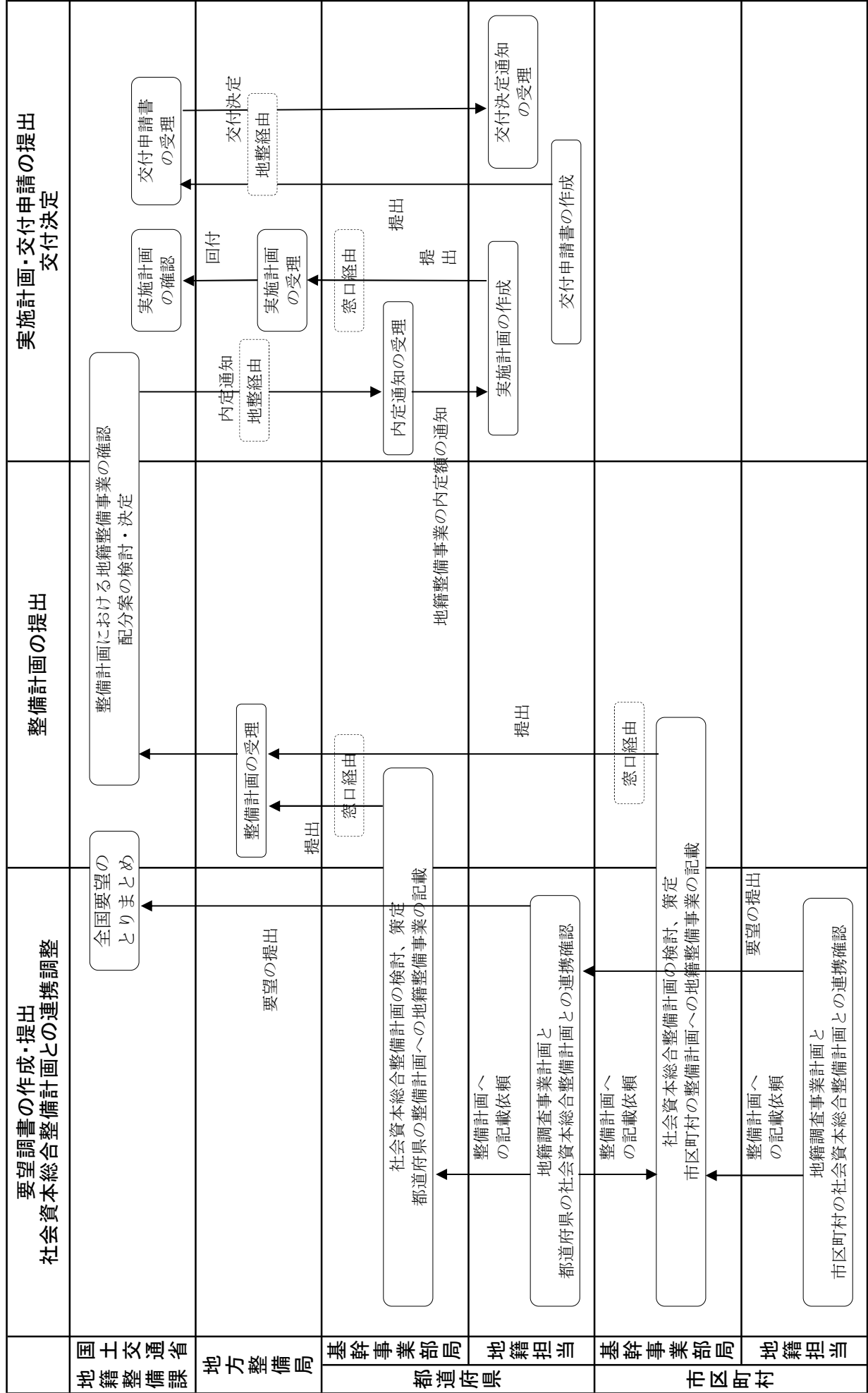
通知を受けた市町村等は、実施計画及び作業規程を作成して県に届け出るとともに、国土調査の実施を公示し、事業に着手します。

負担金を含む毎年度の事務手続きを例示すれば、次のとおりとなります。

地籍調査（負担金）の事務手続き



社会資本整備円滑化地籍整備事業の事務手続き



(2) 地籍調査の成果の認証の手続

地籍調査の結果に基づいて、地籍図原図および地籍簿案を作成した市町村等は、その旨を公告し、20日間その地籍図原図と地籍簿案を、市町村の事務所等で一般の閲覧に供します。

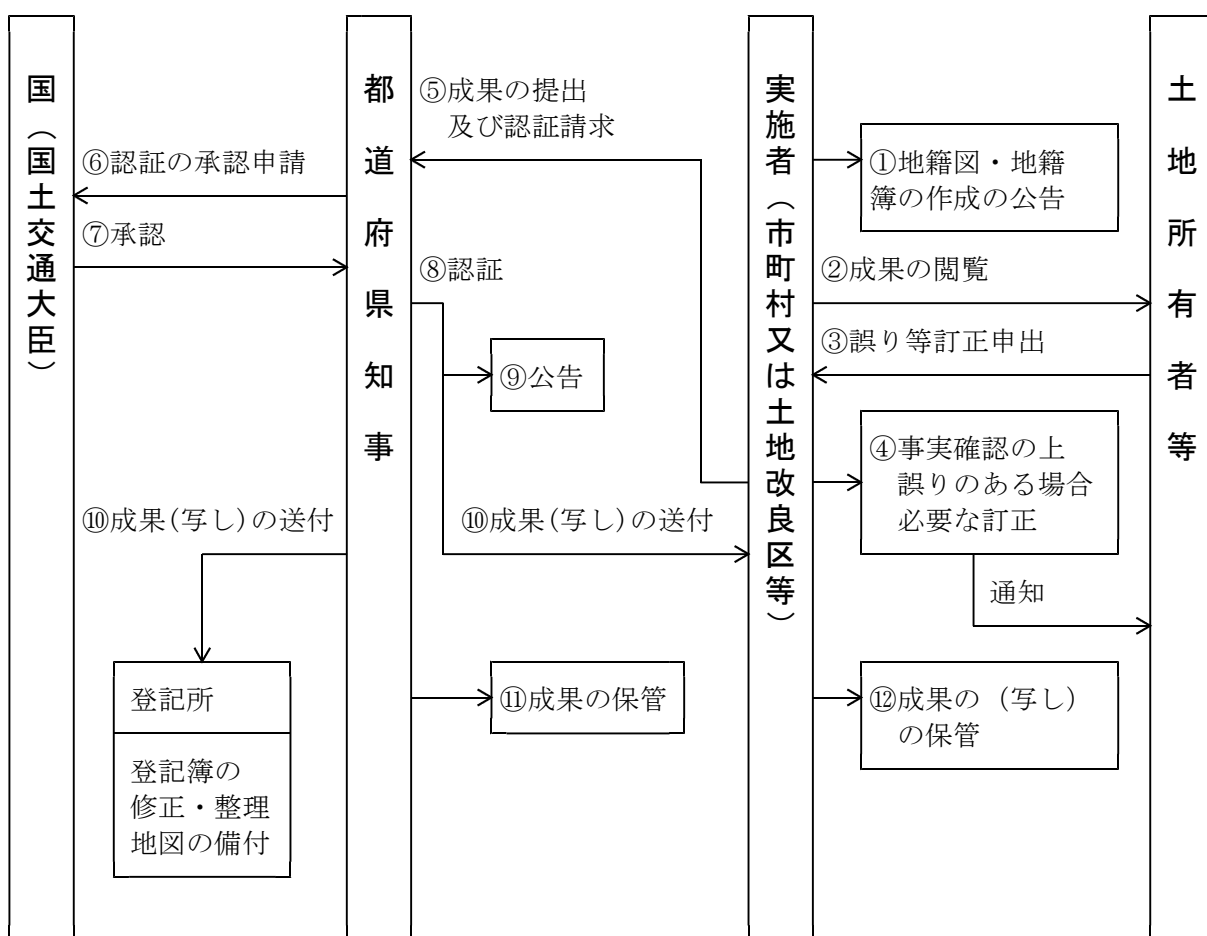
この期間内に誤り等の訂正の申し出があれば、必要に応じて再調査を行い、その結果により誤り等を修正します。これらの手続が終了した後、地籍図と地籍簿について都道府県知事に認証を請求します。

都道府県知事は、成果の内容の正確さを確認し、認証すべきものであると認めるときは、認証に先だって国土交通大臣に認証の承認を求めます。国土交通大臣からの承認通知を受けて都道府県知事は国土調査の成果を認証し、その旨を認証を申請した市町村等に通知するとともに、公報等で公告します。その後、認証された地籍図及び地籍簿の写しは実施主体の市町村等に保管され、関係登記所にも送付されます。

これらの成果は、実施市町村等における様々な行政場面で活用されるとともに、土地所有者の権利関係を保護する不動産登記制度に寄与することになります。

以上の手続を図示すると次のとおりです。

認 証 事 務 手 続 き



(3) 地籍調査事業の実施手順

① 十箇年計画の策定

- | | | |
|----------------|--------------|-------------------------------------|
| 1) 関係都道府県の意見聴取 | 国→県 | (国土調査促進特別措置法第3条第5項) |
| 2) 十箇年計画案の作成 | 国 | (国土調査促進特別措置法第3条第1項) |
| 3) 十箇年計画の閣議決定 | 国 | (国土調査促進特別措置法第3条第1項) |
| 4) 十箇年計画の公示 | 国 | (国土調査促進特別措置法第3条第6項) |
| 5) 関係都道府県への通知 | 国→県 | (国土調査促進特別措置法第3条第6項) |
| 6) 都道府県計画の報告 | 県→国
市町村→県 | (国土調査法第6条の3第1項)
(国土調査促進特別措置法第4条) |

② 当該年度の事業計画の策定

- | | | |
|----------------|-------|-----------------|
| 1) 県計画の策定協議 | 県→市町村 | (国土調査法第6条の3第2項) |
| 2) 県計画の策定協議 | 県→国 | (国土調査法第6条の3第3項) |
| 3) 国の同意後県計画の決定 | 県 | (国土調査法第6条の3第3項) |
| 4) 県計画の公表 | 県 | (国土調査法第6条の3第5項) |
| 5) 事業計画の通知 | 県→市町村 | (国土調査法第6条の3第5項) |

③ 事業実施

- | | | |
|-------------------------|----------------|------------------------------------|
| 1) 実施計画及び作業規定の
作成・届出 | 市町村→県 | (国土調査法第6条の4第2項) |
| 2) 国土調査の実施公示 | 市町村 | (国土調査法第7条) |
| 3) 経費の負担 | 県→市町村
国→県 | (国土調査法第9条の2第1項)
(国土調査法第9条の2第2項) |
| 4) 【事業の実施】 | 市町村 | |
| 5) 地籍図及び簿冊の閲覧 | 市町村 | (国土調査法第17条の1) |
| 6) 地籍図及び簿冊の送付 | 市町村→県 | (国土調査法第18条) |
| 7) 国土調査成果の認証請求 | 市町村→県 | (国土調査法第19条第1項) |
| 8) 認証に係る承認申請 | 県→国 | (国土調査法第19条第3項) |
| 9) 認証に係る承認 | 国→県 | (国土調査法第19条第3項) |
| 10) 国土調査成果の認証 | 県→市町村 | (国土調査法第19条第2項) |
| 11) 認証した旨の公告 | 県 | (国土調査法第19条第4項) |
| 12) 国土調査成果の写しの送付 | 県→登記所
県→市町村 | (国土調査法第20条第1項)
(国土調査法第21条第1項) |
| 13) 国土調査成果の写しの保管 | 市町村 | (国土調査法第21条第2項) |

第7章 徳島県における地籍調査

1 徳島県における地籍調査事業

徳島県の地籍調査事業は、昭和28年度に阿南市が着手して以来、平成26年度までに全24市町村が事業に着手しています。

令和5年度の実施状況

区分	市町村数	市町村名
実施中	19	徳島市、小松島市、阿南市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、藍住町、上板町、つるぎ町、東みよし町
休止中	2	鳴門市、板野町
完了	3	吉野川市、松茂町、北島町

実施済面積及び進捗率については、地籍調査要調査面積3,847km²のうち、令和4年度末までに地籍が明確化された面積は1,655km²あり、進捗率は43.0%（全国平均52.4%）、全国における都道府県順位は25位です。

年間地籍調査実施面積は、平成18年度をピークに下降していましたが、平成21年度から、経済雇用対策の一端を担うために事業費を平成20年度比で約2倍にしました。

その結果、実施面積も大幅に増加し、着実に地籍調査の推進が図られています。

また、平成25年度からは、南海トラフ巨大地震や直下型地震に備え、津波浸水地域及び中央構造線直下型地震地域を重点エリアとし、平成26年度には、山地災害地域を、令和2年度には、洪水浸水地域を重点エリアに加えるとともに、事業費を平成20年度比で約3倍とし、地籍調査を一層強力に促進しているところです。

第5次十箇年計画（H12～H21） 調査予定面積 760km²（単位：km²）

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
予定面積	30.00	40.00	60.00	90.00	90.00	90.00	90.00	90.00	90.00	90.00	760.00
実施面積	23.37	28.47	29.37	33.34	38.91	38.58	40.17	30.03	29.21	46.32	337.77

第6次十箇年計画（H22～R元） 調査予定面積 520km²（単位：km²）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	計
予定面積	52.00	52.00	52.00	52.00	52.00	52.00	52.00	52.00	52.00	52.00	520.00
実施面積	52.54	45.88	42.97	43.36	52.79	53.25	46.86	47.24	49.73	47.28	481.90

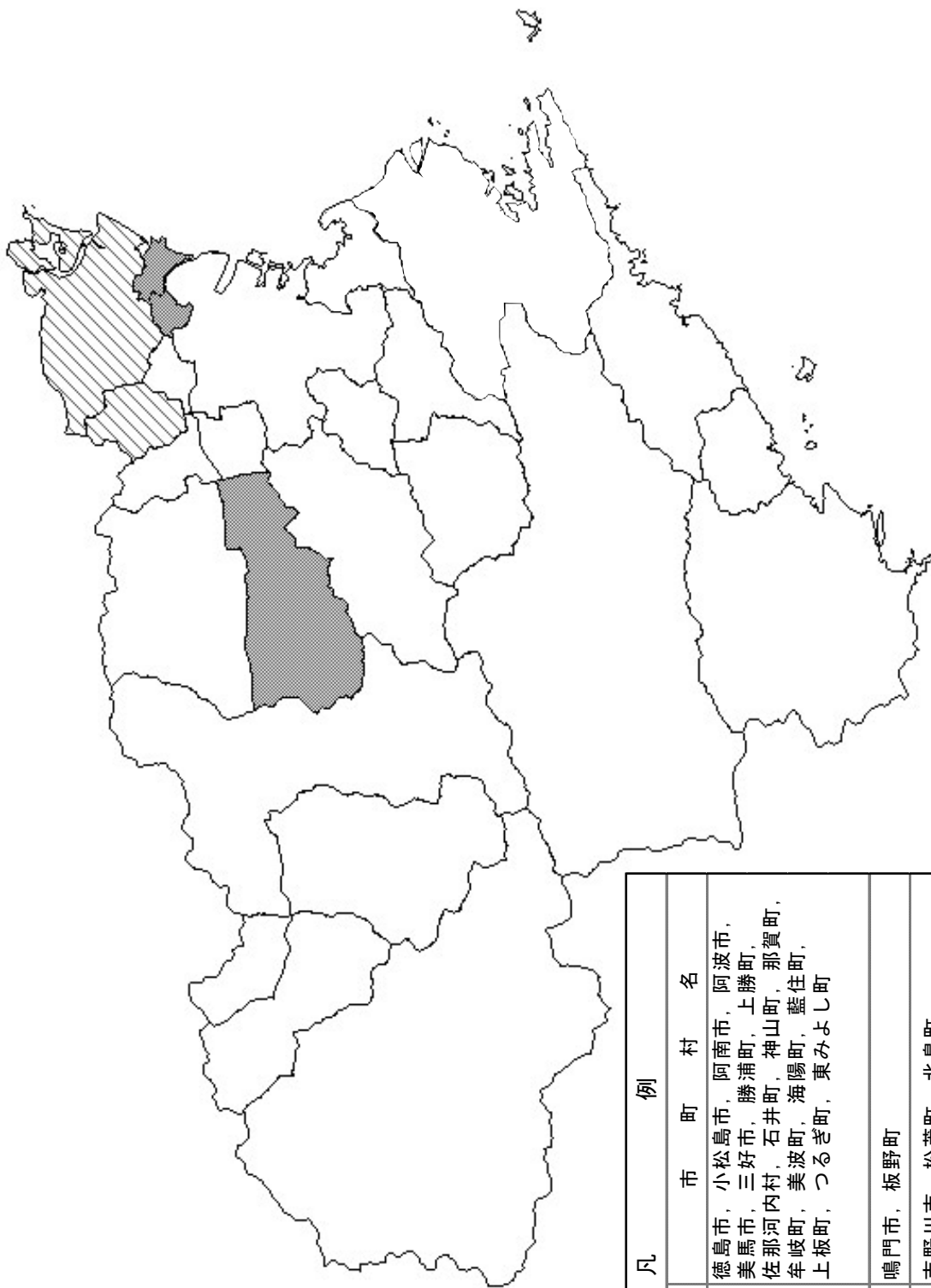
第7次十箇年計画（R2～R11） 調査予定面積 743km²（単位：km²）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	計
予定面積	50.00	50.00	50.00	85.00	85.00	85.00	85.00	85.00	85.00	83.00	743.00
実施面積	38.30	48.36	36.91								123.57

令和5年度地籍調査事業実施状況

市町村番号	市町村名	市町村(24)				旧市町村(50)				実施年度		地籍整備面積 (R4年度末)			備考
		実施中	休止中	未着手	完了	実施中	休止中	未着手	完了	開始	完了(中止)	計画面積 (km ²)	地籍整備面積 (km ²)	進捗率 (%)	
201	徳島市	○				○				S58 ~		171.35	36.81	21.5	
202	鳴門市		△				△			S40 ~ (S60)		114.86	40.40	35.2	
203	小松島市	○				○				S40 ~		45.37	31.05	68.4	
204	阿南市	○								S28 ~		268.72	50.96	19.0	H18.3.20合併
	阿南市					○				S28 ~					
	那賀川町 羽ノ浦町							□ □							
205	吉野川市				◎					S42 ~ H16		134.12	134.12	100.0	H16.10.1合併
	鴨島町								◎	S42 ~ H16			30.44		
	川島町								◎	S42 ~ S49			14.10		
	山川町								◎	S42 ~ H2			39.17		
	美郷村								◎	S42 ~ H2			50.41		
206	阿波市	○								S46 ~		174.05	146.77	84.3	H17.4.1合併
	土成町								◎	S46 ~ S60			54.21		
	市場町					○				S46 ~					
	阿波町 吉野町					○ ○				S49 ~ S63 ~					
207	美馬市	○								S46 ~		349.14	175.45	50.3	H17.3.1合併
	脇町					○				S46 ~					
	美馬町								◎	S51 ~ H26			41.88		
	穴吹町					○				S54 ~					
	木屋平村					○				H12 ~					
208	三好市	○								S52 ~		619.41	346.64	56.0	H18.3.1合併
	三野町								◎	S52 ~ H13			42.11		
	池田町					○				H6 ~					
	山城町					○				H3 ~					
	井川町					○				S62 ~					
	東祖谷山村 西祖谷山村					○ ○				H10 ~ H7 ~					
301	勝浦町	○				○				H16 ~		68.14	25.53	37.5	
302	上勝町	○				○				H9 ~		108.57	91.96	84.7	
321	佐那河内村	○				○				H19 ~		41.68	8.32	20.0	
341	石井町	○				○				S57 ~		25.72	18.58	72.2	
342	神山町	○				○				H4 ~		169.03	22.39	13.2	
368	那賀町	○								S60 ~		645.97	228.76	35.4	H17.3.1合併
	鷺敷町								◎	S60 ~ H26			29.14		
	木頭村					○				H12 ~					
	相生町					○				H13 ~					
	木沢村 上那賀町					○ ○				H15 ~ H18 ~					
383	牟岐町	○				○				H23 ~		56.62	11.13	19.7	
387	美波町	○								H25 ~		140.74	15.35	10.9	H18.3.31合併
	由岐町					○				H25 ~					
	日和佐町					○				H25 ~					
388	海陽町	○								H16 ~		317.68	22.10	7.0	
	海南町					○				H16 ~					
	海部町					○				H30 ~					
	穴喰町					○				H27 ~					
401	松茂町				◎				◎	S38 ~ S43		13.94	13.94	100.0	
402	北島町				◎				◎	S39 ~ S44		8.74	8.74	100.0	
403	藍住町	○				○				H22 ~		13.47	2.52	18.7	
404	板野町		△							S41 ~ (S47)		35.04	13.20	37.7	
405	上板町	○				○				S44 ~		32.08	11.39	35.5	
468	つるぎ町	○								S51 ~		172.81	129.58	75.0	H17.3.1合併
	半田町								◎	S51 ~ H21			49.34		
	貞光町					○				H2 ~					
	一字村					○				H8 ~					
489	東みよし町	○								H3 ~		119.83	67.40	56.2	H18.3.1合併
	三好町					○				H3 ~					
	三加茂町					○				H9 ~					
計		19	2	0	3	35	2	2	11			3,847.08	1,653.08	43.0	

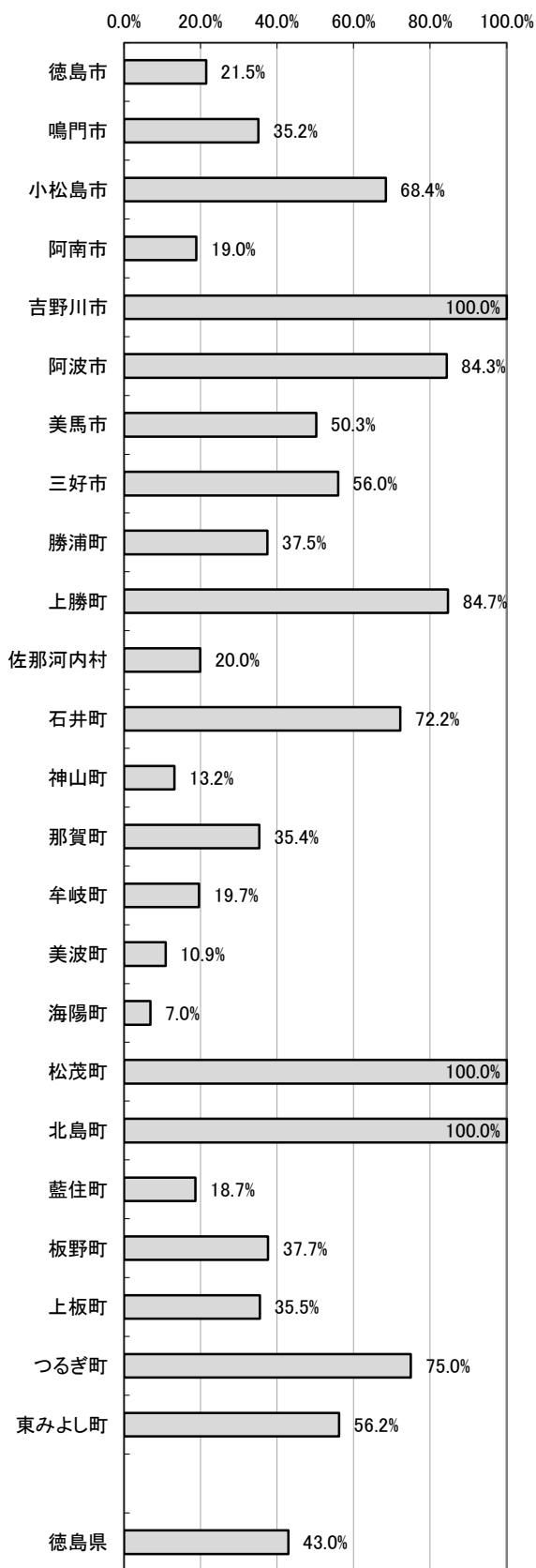
令和5年度 徳島県地籍調査事業実施状況図



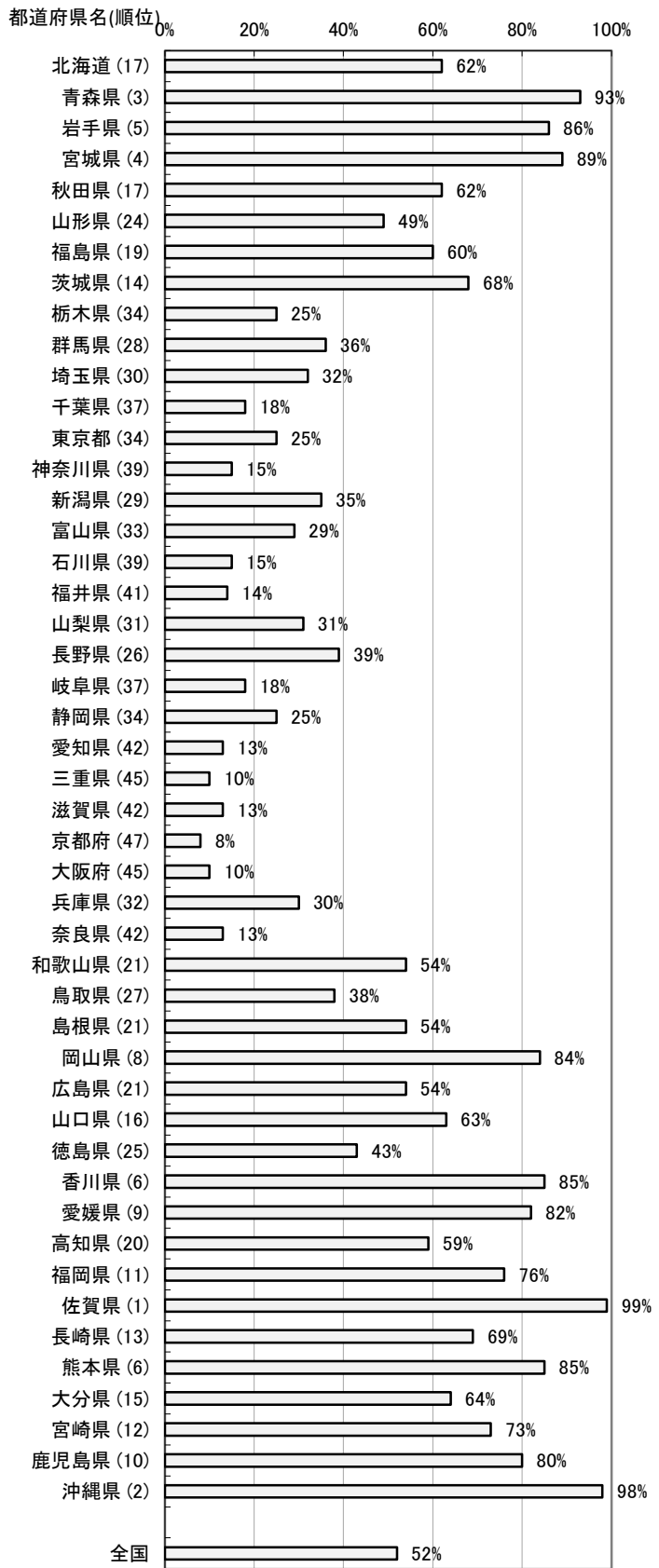
凡 例		
区分	市町村数	市 町 村 名
実施中	19	徳島市, 小松島市, 阿南市, 阿波市, 美馬市, 三好市, 勝浦町, 上勝町, 佐那河内村, 石井町, 神山町, 那賀町, 牟岐町, 美波町, 海陽町, 藍住町, 上板町, つるぎ町, 東みよし町
休止	2	鳴門市, 板野町
完了	3	吉野川市, 松茂町, 北島町

徳島県市町村別・都道府県別地籍整備進捗状況

市町村別進捗状況（令和4年度末）



都道府県別進捗状況（令和4年度末）

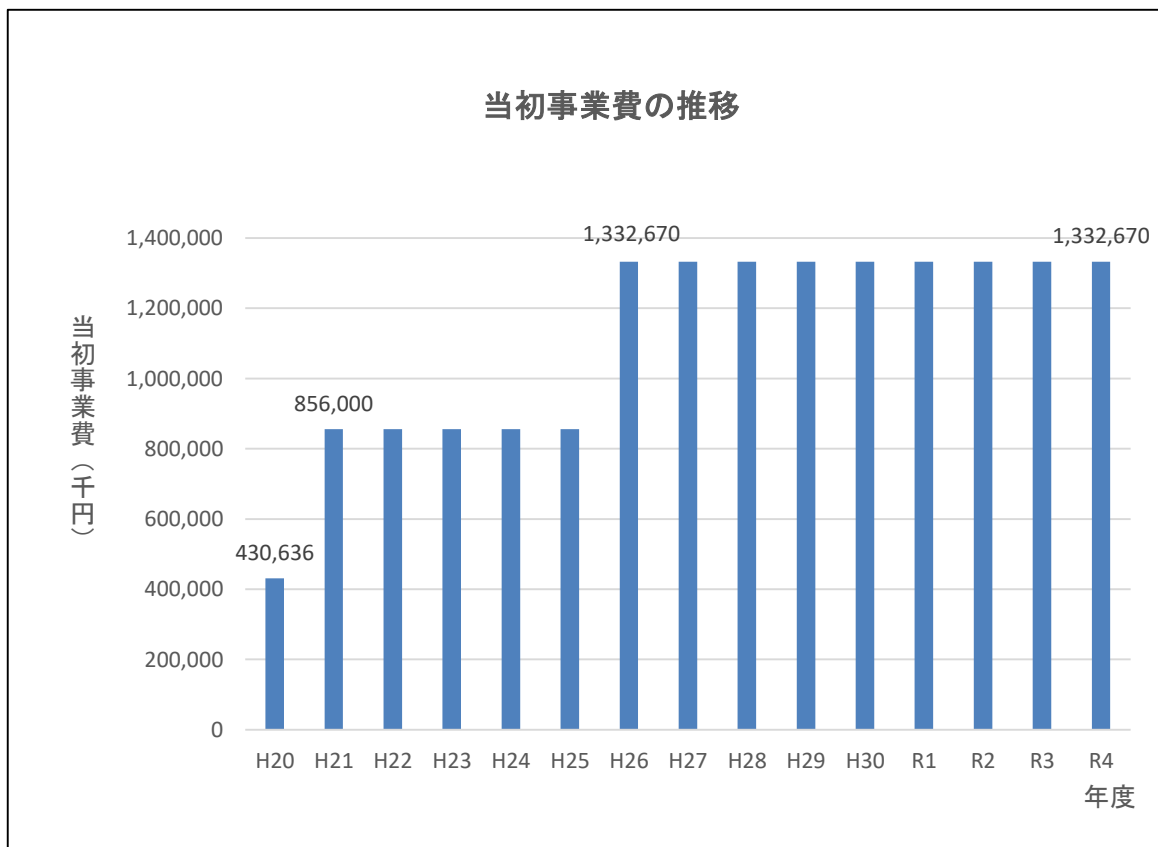
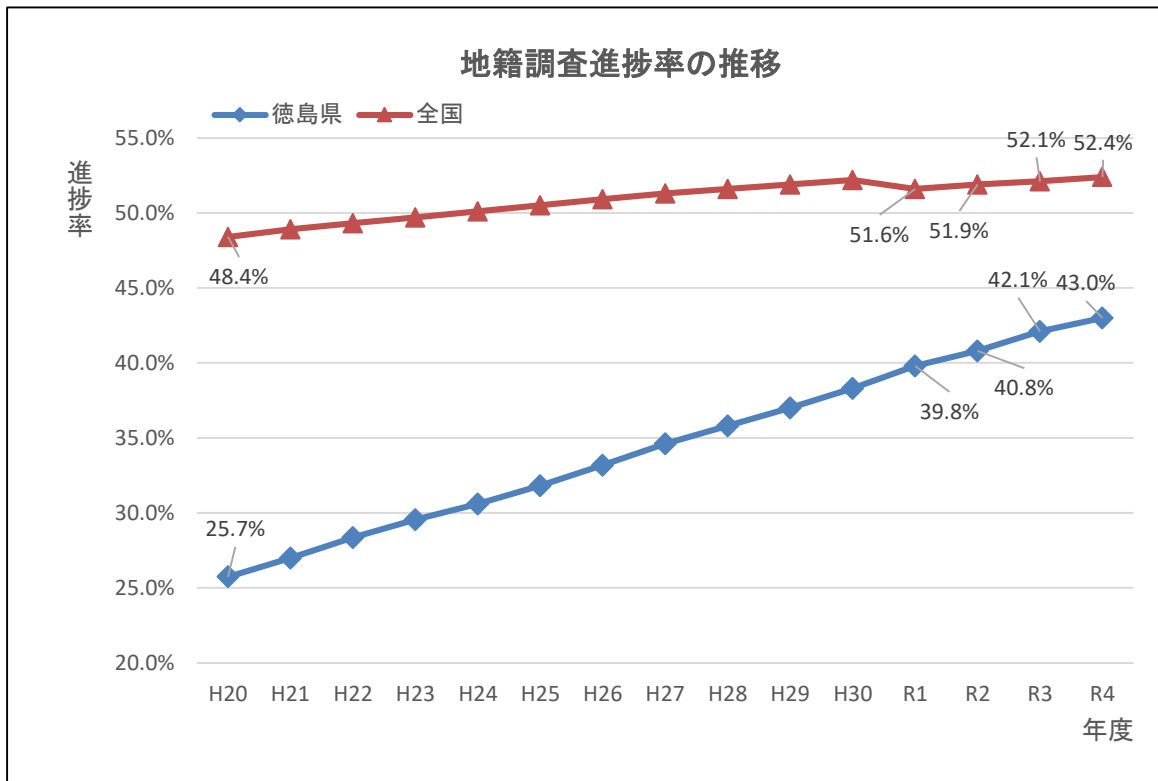


徳島県 の 地籍調査事業の実績

年 度	実施市町村数			調査面積		進捗率 (%)	備 考	(参考)全国	
	新 規	継 続	完 了	単年度 (km ²)	累計 (km ²)			累計面積 (km ²)	進捗率 (%)
S28	1						阿南市で着手		
37		1		24.55	24.55	0.6	37年度まで記入		
38	1	1		5.98	30.53	0.8			
39	1	2		7.12	37.65	1.0			
40	2	3		6.15	43.80	1.1			
41	1	5		9.76	53.56	1.4			
42	4	6		17.61	71.17	1.8			
43		10	1	22.57	93.74	2.4	松茂町完了		
44	1	9	1	24.60	118.34	3.1	北島町完了		
45		9		24.32	142.66	3.7			
46	3	9		25.95	168.61	4.4			
47		12		25.67	194.28	5.1			
48		12		22.28	216.56	5.6			
49	1	12	1	21.79	238.35	6.2	川島町完了		
50		12		11.26	249.61	6.5			
51	2	12		15.21	264.82	6.9		53,412	18.5
52	1	14		16.47	281.29	7.3		56,946	19.8
53		15		20.73	302.02	7.9		60,737	21.1
54	1	15		23.00	325.02	8.4		64,635	22.4
55		16		22.65	347.67	9.0		68,545	23.8
56		16		18.96	366.63	9.5		72,448	25.2
57	1	16		16.99	383.62	10.0		76,164	26.4
58	1	17		17.28	400.90	10.4		79,636	27.7
59		18		18.72	419.62	10.9		82,959	28.8
60	1	18	1	18.48	438.10	11.4	土成町完了	86,165	29.9
61		18		17.38	455.48	11.8		89,191	31.0
62	1	18		15.49	470.97	12.2		92,067	32.0
63	1	19		13.66	484.63	12.6		94,775	32.9
元		20		14.06	498.69	13.0		97,370	33.8
2	1	20	2	12.16	510.85	13.3	山川町、美郷村完了	99,810	34.7
3	2	19		12.99	523.84	13.6		101,989	35.4
4	1	21		13.68	537.52	14.0		104,054	36.1
5		22		16.94	554.46	14.4		106,071	36.8
6	1	22		16.67	571.13	14.8		108,109	37.5
7	1	23		17.60	588.73	15.3		110,229	38.3
8	1	24		23.43	612.16	15.9		112,092	38.9
9	2	25		19.92	632.08	16.4		113,858	39.5
10	1	27		19.04	651.12	16.9		115,460	40.1
11		28		20.15	671.27	17.4		124,000	43.1
12	2	28		23.37	694.64	18.1		125,000	43.4
13	1	30	1	28.47	723.11	18.8	三野町完了	127,444	44.3
14		30		29.37	752.48	19.6		129,061	44.8
15	1	30		33.34	785.82	20.4		130,830	45.4
16	2	26	1	38.91	824.73	21.4	吉野川市（旧鴨島町完了）	132,543	46.0
17		17		38.58	863.31	22.4		134,135	46.6
18		17		40.17	903.48	23.5		135,639	47.1
19	1	17		30.03	933.51	24.3		136,932	47.6
20		18		29.21	962.72	25.0		138,385	48.1
21		18		47.18	1,009.90	26.3	旧半田町完了	140,053	48.6
22	1	18		52.14	1,062.04	27.6		141,226	49.0
23	1	19		44.45	1,106.49	28.8		142,264	49.4
24		20		42.62	1,149.11	29.9		143,449	49.8
25	1	20		43.36	1,192.47	31.0		144,580	50.2
26		21		52.79	1,245.26	32.4	旧鷲敷町、旧美馬町完了	145,731	50.6
27		21		51.88	1,297.14	33.7		146,770	51.0
28		21		46.86	1,344.00	34.9		147,712	51.3
29		21		47.24	1,391.24	36.2		148,597	51.6
30		21		49.35	1,484.36	38.6	※第7次計画に向け実績精査	149,477	51.9
元		21		47.28	1,531.64	39.8		148,486	51.6
2		21		38.30	1,569.94	40.8		149,321	51.9
3		21		48.36	1,618.30	42.1		150,153	52.1
4		21		34.79	1,653.08	43.0		150,930	52.4
				調査対象面積	3,847.08		調査対象面積	287,966	

※ 地籍調査事業の実績表であり、その他事業による地籍整備面積は含まない。

徳島県の地籍調査の推移



第8章 地籍調査の促進

1 実施体制（県、市町村）

（令和5年4月時点）

市町村	部 局 課 名	担当職員数				計	備 考
		正規職員		嘱託員等			
		専任	兼任	専任	兼任		
徳島市	都市建設部都市建設政策課	2	2	1		5	
小松島市	都市整備部都市整備課		2			2	
阿南市	産業部農地整備課	1	1	1		3	
阿波市	建設部建設課		4			4	
美馬市	建設部都市政策課		3			3	
三好市	建設部地籍調査課	3		5		8	
勝浦町	農業振興課		2		2	4	
上勝町	建設課		2			2	
佐那河内村	建設課		2			2	
石井町	産業経済課	2				2	
神山町	税務保険課		3	1		4	
那賀町	にぎわい推進課 相生支所地域振興室 上那賀支所地域振興室 木沢支所地域振興室 木頭支所地域振興室		2 1 1 1 1			6	
牟岐町	建設課		2	1		3	
美波町	建設課		2		3	5	
海陽町	産業振興課		4			4	
藍住町	建設産業課		2		1	3	
上板町	建設課		4			4	
つるぎ町	建設課		4			4	
東みよし町	建設課	4	1	1		6	
計		12	46	10	6	74	
徳島県	農林水産部農山漁村振興課	2	1			3	

2 研修・会議等

国では、毎年度、市町村職員や都道府県職員等を対象にした全国規模の講習会を開催しており、地籍調査担当職員の研修、指導等を行っています。

また、四国4県が連携して行う研修、県が行う研修があるほか、事業制度等の改正などに関する説明会等が行われています。

さらに、徳島県では休止市町の職員を対象に各種研修への参加を促すとともに、実施中の市町村との意見交換会等を開催しています。

研修名等	主催者	日程	場所	参加機関
令和5年度専門課程 国土調査研修（基礎コース）	国土交通省	R5. 5. 15 ～R5. 5. 19	web	国、都道府県及び 全国実施市町村等
令和5年度専門課程 国土調査研修（総合コース）	国土交通省	R5. 6. 19 ～R5. 6. 28	web及び 東京都	国、都道府県及び 全国実施市町村等
制度運用実務研修会	国土交通省	R5. 7. 3 ～R5. 9. 30	web	国、都道府県及び 全国実施市町村等
都道府県地籍調査担当者会議 （第1回）	国土交通省	R5. 7. 21	web	国、都道府県等
指導者養成研修会	国土交通省	R5. 8. 7 ～R5. 8. 31 R5. 9. 6	web及び 東京都	国、都道府県及び 全国実施市町村等
都道府県地籍調査担当者会議 （第2回）	国土交通省	R6. 2. 22予定	web	国、都道府県等
国土調査実務講習会	（公）全国国土調査協会	R6. 2. 21予定	東京都	国、都道府県及び 全国実施市町村等
四国ブロック会 地籍調査職員研修会	全国国土調査協会 四国ブロック会	R5. 7. 3 ～R7. 7. 7	web及び 愛媛県	四国4県及び 実施市町村等
地籍シンポジウム in 徳島 2023	徳島県国土調査推進協 議会、徳島県	R5. 11. 20	徳島市	市町村、測量会社、 一般参加等
徳島県地籍調査事務打合会	徳島県	R5. 7. 13	web併用 徳島市	徳島地方法務局 市町村
徳島県地籍調査市町村担当者会 （第1回）	徳島県	R5. 8. 1	徳島市	市町村、県スマート林 業・森林整備課
徳島県地籍調査推進会議	徳島県	R5. 8. 23	徳島市	県庁内関係部局
徳島県地籍調査市町村担当者会 （第2回）	徳島県	R6. 2月下旬 予定	徳島市	市町村
徳島県地籍調査講習会	徳島県	R6. 2月下旬 予定	徳島市	徳島県土地家屋調 査士会、市町村

3 徳島県地籍調査推進会議

(1) 設置要綱

徳島県地籍調査推進会議 設置要綱

(目的)

第1条 南海トラフ巨大地震による津波浸水想定地域，中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震による被害が想定される地域，山林部において土砂災害の被害が想定される地域，洪水等による浸水被害が想定される地域などの地籍調査を，効率的かつ計画的に推進するため，徳島県地籍調査推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は，次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地籍調査の推進に関する重要事項
- (2) 部局間連携して取り組む土地境界の明確化に関する重要事項
- (3) その他，地籍調査に関する重要事項

(組織)

第3条 推進会議は，会長，副会長，会員をもって構成する。

2 会長は政策監，副会長は農林水産部長，会員は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(推進会議)

第4条 推進会議は会長が招集し，これを総理する。

- 2 副会長は，会長を補佐し，会長が出席できないときは，その職務を代理する。
- 3 会長は，徳島県国土調査推進協議会，学識経験者等に推進会議への出席を要請し，意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議は，地籍調査等の地籍の明確化に関する具体的な取り組みを図るため，幹事会を置く。

- 2 幹事長は農林水産部副部長の職にある者をもって充て，幹事は別表2に掲げる課等の長が指名する者とする。
- 3 幹事会は，幹事長が招集し，主宰する。
- 4 幹事長は，関係者に対して幹事会への出席を要請し，意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 幹事会は，必要に応じ特定の課題について検討するため，ワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、農林水産部農山漁村振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月30日から施行する。

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

会員	危機管理環境部副部長 農林水産部副部長 県土整備部副部長
----	------------------------------------

別表2 (第5条関係)

幹事	危機管理環境部	とくしまゼロ作戦課
	農林水産部	農山漁村振興課 生産基盤課 森林整備課 スマート林業課
	県土整備部	用地対策課 道路整備課 都市計画課 河川整備課 砂防・気候防災課 運輸政策課

災害に強いとくしまづくり地籍調査促進方針（令和5年度版）

1 地籍調査重点実施区域

地籍調査は、資源である土地について、最適な利活用と保全が図られ、これが安定的に維持されるよう、土地にかかる情報及び境界の調査を行い、土地に関する戸籍というべき地籍を明確にするものである。

南海トラフ巨大地震や、近年、激甚化・頻発化する豪雨・洪水災害、さらには、中山間地域における所有者・境界不明土地の増加に備えるため、「津波浸水地域」、「中央構造線・直下型地震地域」、「山地災害地域」、「洪水浸水地域」を防災・減災対策関連の4つの重点エリアと位置づけ、地籍調査に取り組む。

2 部局間連携

危機管理環境部、県土整備部及び地籍担当の農林水産部が一層の連携を図り、被害想定地域における地籍調査の推進を図る。

3 推進方策

(1) 防災・減災対策関連の重点エリア

①津波浸水地域

南海トラフ巨大地震に備え、災害予防や迅速な復旧・復興に資するため、木造建築の全壊となる割合が大幅に増加する「津波浸水想定区域2m以上」のうち、調査未了の区域を重点的に実施する。

②中央構造線・直下型地震地域

中央構造線・直下型地震で、地盤のズレによる甚大な被害が想定される活断層帯付近の区域のうち、調査未了の区域を重点的に実施する。

③山地災害地域

過疎高齢化が特に著しく、境界に精通している者が少なくなっている地域、又は、地すべり等の危険性が特に高い地域のうち、調査未了の区域を重点的に実施する。

④洪水浸水想定地域

国、県管理河川及び防災重点ため池の浸水想定エリアのうち、調査未了の地域を重点的に実施する。

(2) 公共事業に先行した地籍調査

公共事業における計画立案や用地取得を円滑に行うため、公共事業に先行した地域の地籍調査を実施する。

(3) 休止市町への働きかけ（鳴門市、板野町）

現在休止状態となっている2市町について、地籍調査の再開が、速やかに、かつ、円滑に行われるよう各種の働きかけを行う。

＜具体的な方策＞

1 地籍調査実施計画の検討

(1) 地籍調査の年度実施計画（予算、実施地域等）の検討

【危機管理環境部、農林水産部、県土整備部】

2 地籍調査の推進

(1) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき市町村が作成する「推進計画」に地籍調査を位置付けるための指導助言

【危機管理環境部】

(2) 公共事業に先行した地籍調査の推進

【農林水産部、県土整備部】

(3) 市町村の人的負担軽減のため、地籍調査の大部分を一括して外部委託できる

包括委託（国土調査法第10条第2項委託）の活用の推進

【農林水産部】

(4) 地籍調査をスピードアップするための国への提言

【農林水産部】

(5) 休止市町の円滑な地籍調査再開のため、支援制度に関する「研修会」や地籍調査に係る課題、ノウハウの共有化のため先進市町村との「意見交換の場」を設ける。

【農林水産部】

(6) 新たな手法やリモートセンシング技術の市町村への普及

【農林水産部】

3 用地測量の活用（国土調査法第19条第5項指定の申請）【農林水産部、県土整備部】

公共事業等で実施した用地測量成果を、登記所の正式な図面とすることができる

国土調査法第19条第5項指定の申請を公共事業担当部局で積極的に活用

4 国直轄で行う基本調査の活用

(1) 沿岸部での「効率的手法導入推進基本調査」の積極的な活用

【農林水産部】

（従来の都市部官民境界基本調査）

- ・調査内容：地籍調査が遅れている都市計画区域において、地籍調査に先行して、官民境界の調査や測量等を行う。効率的手法を導入する場合はMMS等活用型となる。
- ・調査主体：国土交通省
- ・調査費の負担割合：国費100%

(2) 「効率的手法導入推進基本調査」の積極的な活用

【農林水産部】

（従来の山村境界基本調査）

- ・調査内容：山村部において、土地の境界情報を保全するため、主要な境界点の調査や測量等を行う。効率的手法を導入する場合はリモートセンシングデータ活用型となる。
- ・調査主体：国土交通省
- ・調査費の負担割合：国費100%

5 「森林境界の明確化」の積極的な活用

【農林水産部】

- ・事業内容：境界が不明確な森林において、立会等による境界確認や測量を行い、境界を確定する。
- ・事業実施主体：徳島森林づくり推進機構、森林組合等

4 地籍アドバイザー派遣事業

(1) 目的

地籍アドバイザー派遣事業とは、国に登録された地籍調査の専門家を、地籍調査の推進を図る市町村及び都道府県並びに地籍調査を実施する土地改良区、森林組合に派遣し、地籍調査の実施にあたっての支援を行うものです。

(2) 主な支援活動

1) 新規着手

- ① 地籍調査事業着手の準備・事務手続き及び調査計画作成の指導・助言
- ② 住民説明会開催に関する助言及び説明補助

2) 実施中

- ③ 地籍調査(予備調査及び概況調査を含む)の工程管理に関する指導・助言
- ④ 地籍調査(予備調査及び概況調査を含む)の実施に関する指導・助言
- ⑤ 認証資料作成に関する指導・助言

3) 利活用

- ⑥ 地籍調査成果及び都市再生街区基本調査成果の利活用促進に資する助言

(3) 地籍アドバイザー派遣等事業実施要領

(本要領の趣旨)

第1条 本要領は、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）に基づき地籍調査を行う者に対し、同法第23条の4の規定に基づく国土交通大臣の援助の一環として行う地籍アドバイザー派遣事業及びメール等による助言事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものである。

(事業目的)

第2条 本事業は、地籍調査を現に実施し、若しくはこれから実施しようとする市区町村、土地改良区、森林組合その他の者又はこれらの者の支援を行う都道府県（以下「市区町村等」という。）からの依頼に応じて、国土交通省が、地籍調査に関する豊富な知識及び経験を有する者であって第4条の登録を受けた者（以下「地籍アドバイザー」という。）を派遣、又はメール等により助言を行うことにより、地籍調査に関して市区町村等が抱える課題の解決を促し、もって地籍調査の円滑化及び迅速化に資することを目的とする。

(地籍アドバイザーの業務)

第3条 地籍アドバイザーは、国土交通省からの依頼に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 個別助言業務
 - 二 集団助言業務
- 2 前項の業務（以下「助言業務」という。）の具体的な内容は、別表に定める事項その他地籍調査の推進に必要と認められる事項に関するものとする。
- 3 助言業務は、原則として、終日又は半日を単位として市区町村等への派遣により実

施するもの及びメール等を用いて実施するものとする。ただし、助言業務を行う場所、時間帯、助言の内容その他の事情に応じて、これら以外の単位で業務を実施することができる。

- 4 地籍アドバイザーは、常に品位を保持し、公正かつ誠実に業務を行わなければならない。

(地籍アドバイザーの登録要件)

第4条 国土交通省は、次の各号のすべての要件に該当する者を、地籍アドバイザーとして登録するものとする。

- 一 地籍調査の実務に関する豊富な知識を有し、地籍調査の推進に強い意欲及び深い理解があること
- 二 氏名、連絡先、保有する資格、地籍調査経験年数及び助言可能分野を市町村等に対して開示することについて同意が得られること
- 三 次のいずれかの経験を有すること
 - イ 市町村等において通算でおおむね5年以上にわたって地籍調査業務に従事した者であって、国土交通省が実施する指導者養成研修又は国土調査研修を修了した者
 - ロ 地籍調査に関する事業の推進を目的とする団体に属している者であって、通算でおおむね5年以上にわたって地籍調査業務に従事している者又は地籍調査の功績者として認められた者
 - ハ 民間企業等において通算でおおむね5年以上にわたって地籍調査業務に従事した者であって、地籍調査に関する資格を有する者
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、不動産登記行政又は登記所備付地図作成作業等の地籍調査に類する業務に従事した十分な経験を有する者

(地籍アドバイザーの登録方法)

第5条 地籍アドバイザーの登録は、様式1に定める推薦書により都道府県から推薦のあった者の中から、地籍アドバイザーとして適任であると国土交通省が認める者について、行うものとする。

- 2 都道府県は、地籍アドバイザーの推薦を行うときは、あらかじめ本人の同意を得るものとする。
- 3 国土交通省は、第1項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意を得て、適任と認める者を地籍アドバイザーとして登録することができる。
- 4 地籍アドバイザーの登録は、原則として3年ごとに一斉に行うものとする。ただし、国土交通省が必要と認めるときは、随時、新規登録又は変更を行うことを妨げない。
- 5 国土交通省は、地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合事務局の管轄区域ごとに、地籍調査の実施主体の立場から助言できる者及び地籍調査に従事する者の立場から助言できる者の双方が地籍アドバイザーとして登録されるよう配慮するものとする。
- 6 国土交通省は、登録された地籍アドバイザーについて、次の各号に掲げる事項を記録した名簿を作成するものとする。
 - 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 連絡先(住所、電話番号及びメールアドレス)
 - 四 保有する資格
 - 五 現勤務先
 - 六 職歴
 - 七 研修受講履歴
 - 八 地籍調査に関する受賞履歴
 - 九 地籍調査経験年数
 - 十 助言可能分野
 - 十一 派遣にあたっての制約(長期派遣、外業の可否等)

十二 推薦理由（第3項の規定により登録された場合はその旨）

十三 その他特記事項

- 7 国土交通省は、前項第一号から第四号まで（第三号の住所にあつては都道府県名に限る。）、第九号及び第十号に掲げる事項を記載した名簿を市町村等に配布するものとする。
- 8 地籍アドバイザーは、第6項各号（第九号、第十二号及び第十三号を除く。）に掲げる事項に変更があつた場合は、速やかに国土交通省に報告するものとする。

（地籍アドバイザーの禁止事項）

第6条 地籍アドバイザーは、次の各号に掲げることを行つてはならない。

- 一 国土交通省の名称や地籍アドバイザーの名称をみだりに使用すること
 - 二 本事業による助言を契機として、営利目的で、派遣先の対象市町村等の業務を継続的に行うこと
 - 三 前二号に掲げるもののほか、国土交通省等の名誉を毀損し、又は信用を傷つけること
- 2 前項第一号の規定にかかわらず、様式2に定める申請書によりあらかじめ国土交通省の承諾を得たときは、本事業により助言業務を行う場合以外の場合（ただし、公益目的のものに限る。）において、地籍アドバイザーの名称を用いることができる。
 - 3 前項の承諾は、同一年度内を限度として、包括的にこれを求めることができる。

（守秘義務）

第7条 地籍アドバイザーは、本事業により知り得た情報を他に漏らしてはならず、また、助言業務を受けた者の許可なく、助言業務の履行以外の目的で使用してはならない。ただし、公にされている情報については、この限りではない。

（地籍アドバイザーの派遣等）

第8条 地籍アドバイザーの派遣又はメール等による助言（以下「地籍アドバイザーの派遣等」という。）を申請できる者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 地籍調査を現に実施し、又はこれから実施しようとする市区町村等
 - 二 地籍調査を推進しようとする都道府県
 - 三 前二号の団体により構成される協議会等
 - 四 法第10条の規定に基づき国土調査の実施の委託を受けた者
- 2 地籍アドバイザーの派遣先は、原則として申請者の事務所その他の地籍調査事業の実施に係る場所とする。ただし、申請者が特に希望する場合は、この限りでない。

（派遣等の時期）

第9条 地籍アドバイザーの派遣申請の時期は、次の各号に区分するものとする。

- 一 各年度の当初に、派遣申請の期限を定めて募集したとき
 - 二 前号の派遣申請に対する対応方針が決定した後、申請期限を定めずに募集したとき
- 2 国土交通省は、前項第一号の時期にあつた派遣申請については、その必要性、優先度等を勘案して、派遣の可否を判断するものとし、同項第二号の時期にあつた派遣申請については、派遣の可否を随時判断するものとする。
 - 3 第1項第二号の時期の申請については、原則として派遣希望日の1か月前までに行うものとする。
 - 4 地籍アドバイザーのメール等による助言申請の時期は、各年度において国土交通省が発注する、「地籍アドバイザー派遣事業」の受託期間内とする。

（派遣申請及び派遣決定）

第10条 申請者は、様式3に定める申請書を作成し、都道府県を經由して、国土交通

省に提出するものとする。ただし、申請者が第8条第1項第四号に定める者の場合は、委託者も併せて経由して提出するものとする。

- 2 前項の申請を受けた国土交通省は、地籍アドバイザーを派遣することが妥当と認めるときは、「地籍アドバイザー派遣事業」の受託者（以下「実施機関」という。）を経由し、様式4に定める依頼書により、適任と考えられる地籍アドバイザーに対して、助言業務の実施を依頼するものとする。
- 3 国土交通省は、実施機関を経由し、前項の依頼を行った地籍アドバイザーから、様式5に定める回答書により業務を受諾する旨の回答があったときは、様式6に定める通知書により、申請者に対して地籍アドバイザーの派遣の決定を通知するものとする。

（派遣の実施）

第11条 地籍アドバイザーは、前条第2項の依頼に基づき、派遣による助言業務を実施するものとする。

（派遣実施報告書）

- 第12条 地籍アドバイザーは、前条の助言業務が完了したときは、様式7に定める報告書を作成し、速やかに実施機関を経由し、国土交通省に提出するものとする。
- 2 申請者は、地籍アドバイザーによる助言を受けたときは、様式8に定める報告書を作成し、速やかに実施機関を経由し、国土交通省に提出するものとする。
- 3 国土交通省は、前項の報告書を受領したときは、実施機関を経由し、当該助言業務を実施した地籍アドバイザーに対し、その写しを送付するものとする。

（メール等による助言申請及び対応決定）

- 第13条 申請者は、様式9に定める助言申請書を作成し、実施機関に提出するものとする。
- 2 前項の申請を受けた実施機関は、地籍アドバイザーによる対応が妥当と認めるときは、適任と考えられる地籍アドバイザーに対して、助言業務の実施を依頼するものとする。
- 3 実施機関は、地籍アドバイザー名簿に記載されている登録分野に応じて、申請者が属する都道府県管内に所在する者を優先し、当該アドバイザーの意向も確認した上で選定するものとする。
- 4 申請者が属する管内に、前項に該当する地籍アドバイザーが存在しない場合においては、他の管内より選定できるものとする。

（メール等による助言の実施）

第14条 地籍アドバイザーは、前条第2項の依頼に基づき、メール等による助言業務を実施するものとする。

（メール等による助言対応報告書）

第15条 地籍アドバイザーは、前条の助言業務が完了したときは、様式10に定める報告書を作成し、実施機関を通じ、速やかに国土交通省に提出するものとする。

（経費負担）

- 第16条 本事業に要する経費は、予算の範囲内において国土交通省が負担するものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、申請者からの申出があった場合は、地籍アドバイザーの派遣等に要する経費を申請者の負担とすることができる。
- 3 地籍アドバイザーの派遣等に要する経費は、次の各号に掲げるものとし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）等に準じて支払うものとする。
 - 一 旅費（日当及び宿泊費を含む。）

二 謝金

- 4 地籍アドバイザーに対する経費の支払いは、第12条第1項若しくは第15条の報告書の提出を受け、助言業務の内容を確認したのちに、行うものとする。
- 5 本事業において、第3項各号に掲げる以外の経費については、原則として申請者の負担とする。

(地籍アドバイザー会議の開催等)

- 第17条 国土交通省は、地籍アドバイザーの専門知識の向上を図るとともに、地籍アドバイザー同士の情報共有及び意見交換を図るために必要な会議を開催するものとする。
- 2 国土交通省は、地籍アドバイザーからの求めに応じ、自らが開催する研修であって、都道府県及び市町村の地籍調査担当者を対象とするものに参加できるよう実施機関を通じて手配するものとする。
 - 3 国土交通省は、法令その他地籍調査に関連する制度又は運用の改正等があったときは、速やかに地籍アドバイザーに周知するものとする。

(その他必要な事項)

- 第18条 本要領に関する庶務は、国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課が行う。ただし、別に定めるところにより、その一部を地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局に行わせることができる。
- 2 国土交通省は、本事業の実施に当たり必要となる庶務に係る業務を民間団体に委託することができるものとする。
 - 3 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 本要領は、令和4年4月1日から施行する。

(旧要綱の失効)

- 2 旧要綱は、本要領の施行日にその効力を失う。

(4) 徳島県内における地籍アドバイザー派遣状況

令和5年8月23日 徳島県地籍調査推進会議

令和5年11月20日 地籍シンポジウム in 徳島 2023

第9章 土地分類調査及び水調査

1 土地分類調査

土地分類調査は、土地をその利用の可能性により分類する目的をもって、土地の利用現況、土性その他の土壌の物理的及び化学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産性に関する調査です。

(1) 50万分の1 土地分類基本調査

本調査は、国土全域の自然的要素（地形、表層地質、土壌）の類型区分を概括するため、全国を6地域に分割し実施しました。

【主な成果図】 地形分類図、表層地質図、土壌図

(2) 20万分の1 土地分類基本調査

本調査は、広域にわたる地域開発計画その他各種の広域的開発計画の基礎資料とするため、土地利用の現況、土地の自然条件（地形、表層地質、土壌など）等を都道府県単位で実施し、地図と説明書にとりまとめたものです

【主な成果図】 地形分類図、起伏量・谷密度図、表層地質図（平面的分類図）、傾斜区分図、土壌図、表層地質図（垂直的分類図）、土地利用現況図、土壌生産力可能性等級区分図、土地利用可能性分級図、付属説明書

(3) 5万分の1 土地分類基本調査（都道府県土地分類基本調査）

本調査は、国土地理院発行の縮尺5万分の1地形図を基図として、土地利用の現況、土地の自然条件（地形、表層地質、土壌など）等を調査し、地図と簿冊にとりまとめたものです。

【主な成果図】 地形分類図、土地利用現況図、表層地質図、簿冊、土壌図

(4) 土地履歴調査

本調査は、集中豪雨の激化や地震災害の多発等により、土地の安全性に対する意識が高まっており等を踏まえ、国土調査法に基づく基本調査の一環として、土地本来の自然地形や改変履歴等の情報を整備するとともに、各機構が保有する災害履歴情報等を幅広く集約し、提供するものです。

【主な成果図】 人工地形及び自然地形分類図、土地利用分類図、災害履歴図

(5) 20万分の1 土地保全基本調査

我が国は、地震、火山、台風、地すべり等多種多様な自然現象に見舞われ易い条件下にあり、土地の保全や防災に対する配慮が不可欠となっている。この様な実情を踏まえて、本調査は、防災的に好ましい土地利用のあり方を策定する上で必要な基礎資料として、自然環境条件、土地利用現況、災害履歴等を整備したものです。

【主な成果図】 自然環境条件図、土地利用・植生現況図、災害履歴図、防災保全等関係法令指定区域図、土地利用動向図、保護すべき文化財分布図、付属説明書

(6) 徳島県の土地分類調査

本県の土地分類調査は、昭和44年より開始し、国土地理院発行の5万分の1地形図を基礎図として、地形分類・表層地質・土壌・傾斜区分・水系谷密度及び土地利用現況等の各調査を5万分の1の地図及び簿冊にまとめ、本県19図のうち要調査図を次のとおり昭和61年までに完了しています。（昭和44年は国が実施）

なお、三本松、志度及び観音寺については、既に香川県において調査済みであり、また、馬路及び大柘については、高知県において調査済みとなっています。

本県における、実施図名及び調査年度については次のとおりです。

【実施図名(調査年度)】川島(S44),池田(S46),甲浦(S50),脇町(S51),日和佐(S52),阿波富岡(S53),桜谷(S54),剣山(S55),早雲山(S56),川口(S57),北川(S58),鳴門海峡(S59),徳島(S60),伊予三島(S61)

2 水調査

(1) 主要水系調査（一級水系）

本調査は、一級水系（109水系）及びその周辺地域を対象に、流域内の水文、利水、治水に関する既存資料の収集整理、現地調査等を行い、その結果を、主要水系調査書及び利水現況図にとりまとめたもので、現在は、平成12年度の調査で109水系の調査が一巡し、古い調査成果から内容の更新を行い、デジタルデータとして整備しています。

【主要水系調査書】河川の流域概要と利水現況図に示す各施設（水文観測所・取水口・排水口等）の所在地、観測データ、取水量、排水量等の資料を収録し整理した簿冊。

【利水現況図】調査書と対になっており、5万分の1の地形図を基図として、農業、工業、上水道、発電等の用排水施設の位置、路線及び受益地域並びに水文観測所の位置等を図示した地図。

(2) 都道府県水調査（二級水系）

本調査は、主要な二級水系及びその周辺地域を対象に、流域内の水文、利水、治水に関する既存資料の収集整理、現地調査等を行い、その結果を都道府県水調査書及び利水現況図にとりまとめたもので、調査内容及び成果は主要水系調査とほぼ同様です。

(3) 水基本調査（地下水調査）

全国の井戸を対象に、井戸施設規模、地下水位等のデータ及び地盤地質情報を収集し、全国地下水資料台帳にとりまとめています。

水基本調査（地下水調査）は、1952年（昭和27年）から収集を始めた全国約6.6万件の井戸に関するデータベースで、井戸掘削時に得られた地質情報、揚水試験で得られた帯水層情報と水質検査結果からなっています。

(4) 地下水マップ

全国地下水資料台帳のデータを基に、地下水・地表水の適正な利用のため、地下水分布状況、地質状況、地盤沈下等の地下構造を分析し、地図にまとめたものです。

第10章 地籍調査事業の推進のための団体等

1 概要

全国的に地籍調査を推進するための組織として、公益社団法人全国国土調査協会（以下：全国国土調査協会）があり、市町村等に対する研修会の実施、予算確保のため陳情、図書の発行等を行っています。

全国国土調査協会の下に、全国を8つに分割したブロックごとに全国国土調査協会のブロック会があり、四国の場合は四国ブロック会として、四国内の市町村の新規担当職員や中堅職員を対象とした講習会や陳情等の活動を行っています。

また、県においても、徳島県国土調査推進協議会を設置し、地籍調査を実施している市町村の職員を対象とした研修会等各種活動を行っています。

この他、各会においては、事業関係者の志気高揚を図り、併せて今後の事業の推進発展に資する目的で、長年国土調査事業の推進に尽力し、功労が顕著な市町村職員等を表彰し、その功績を称えています。

2 国土調査関係団体等への加入状況

（令和5年4月1日現在）

	市町村名	徳島県国土調査推進協議会	全国国土調査協会 四国ブロック会	全国国土調査協会	備考
1	徳島市	○	○	○	地籍調査実施中
2	小松島市	○	○	○	〃
3	阿南市	○	○	○	〃
4	阿波市	○	○	○	〃
5	美馬市	○	○	○	〃
6	三好市	○	○	○	〃
7	勝浦町	○	○	○	〃
8	上勝町	○	○	○	〃
9	佐那河内村	○	○	○	〃
10	石井町	○	○	○	〃
11	神山町	○	○	○	〃
12	那賀町	○	○	○	〃
13	牟岐町	○	○	○	〃
14	美波町	○	○	○	〃
15	海陽町	○	○	○	〃
16	藍住町	○	○	○	〃
17	上板町	○	○	○	〃
18	つるぎ町	○	○	○	〃
19	東みよし町	○	○	○	〃
	計	19市町村	19市町村	19市町村	
	徳島県	(事務局)	○	○	

3 推進団体等の活動状況

会議名等	主催者	日程	場所	参加機関
徳島県国土調査推進協議会 通常総会	徳島県国土調査 推進協議会	R5. 5. 16	徳島市	事務局（県） 協議会員（実施市町村）
地籍シンポジウム in 徳島 2023	徳島県国土調査推進協 議会、徳島県	R5. 11. 20	徳島市	市町村、測量会社、一般 参加等
R6地籍調査事業予算要望 （徳島県知事）	徳島県国土調査 推進協議会	R5. 11. 30	徳島市	協議会員（実施市町村）
四国ブロック会役員会 及び定例総会	四国ブロック会	R5. 6. 7	高知県	四国各県協議会事務局 協議会員（実施市町村）
四国ブロック会担当者会	四国ブロック会	R5. 6. 8	高知県	四国各県協議会事務局
四国ブロック会 地籍調査職員研修会	四国ブロック会	R5. 7. 3 ～R5. 7. 7	web及び 愛媛県	四国各県協議会事務局 会員（実施市町村）
全国国土調査協会定時総会	（公）全国国土調査協会	R5. 7. 19	東京都	役員（各ブロック会役員） 各県協議会事務局
国土調査関係予算要望 （国土交通省）	四国ブロック会	R5. 7. 20	東京都	全国国土調査協会理事
国土調査実務講習会	（公）全国国土調査協会	R6. 2. 21 予定	東京都	会員（県・市町村）

※全国国土調査協会：公益社団法人全国国土調査協会

四国ブロック会：全国国土調査協会四国ブロック会

(資料)

(資料1) 徳島県の地籍整備状況 (調査別内訳)

(令和4年度末時点)

市町村名	対象面積	地籍整備面積 (km ²)				整備率 (%)	基本調査		備考
		地籍調査	19条5項	その他	計		都市	山村	
徳島市	171.35	33.57	3.24		36.81	21.5%	1.63		土地区画整理
鳴門市	114.86	40.14	0.26		40.40	35.2%			
小松島市	45.37	30.47	0.05	0.53	31.05	68.4%			公有水面埋立
阿南市	268.72	45.89	4.90	0.17	50.96	19.0%	2.27		
吉野川市	134.12	134.12			134.12	100.0%			完了
阿波市	174.05	146.77			146.77	84.3%			
美馬市	349.14	174.69	0.76		175.45	50.3%		2.22	
三好市	619.41	346.00	0.64		346.64	56.0%		8.52	
勝浦町	68.14	25.53			25.53	37.5%			
上勝町	108.57	91.95	0.01		91.96	84.7%			
佐那河内村	41.68	8.01		0.31	8.32	20.0%			
石井町	25.72	18.58			18.58	72.2%			
神山町	169.03	22.39			22.39	13.2%			
那賀町	645.97	228.05	0.71		228.76	35.4%		14.72	
牟岐町	56.62	10.50	0.63		11.13	19.7%	0.45		
美波町	140.74	14.99	0.36		15.35	10.9%	1.08		
海陽町	317.68	18.96	3.09	0.05	22.10	7.0%	1.24		
松茂町	13.94	13.94			13.94	100.0%			完了
北島町	8.74	8.74			8.74	100.0%			完了
藍住町	13.47	2.50	0.02		2.52	18.7%	0.22		
板野町	35.04	13.06	0.14		13.20	37.7%			
上板町	32.08	10.90	0.49		11.39	35.5%			
つるぎ町	172.81	129.58			129.58	75.0%			
東みよし町	119.83	67.40			67.40	56.2%			
合計	3,847.08	1,636.72	15.30	1.06	1,653.08	43.0%	6.89	25.46	
		42.5%	0.4%	43.0%					

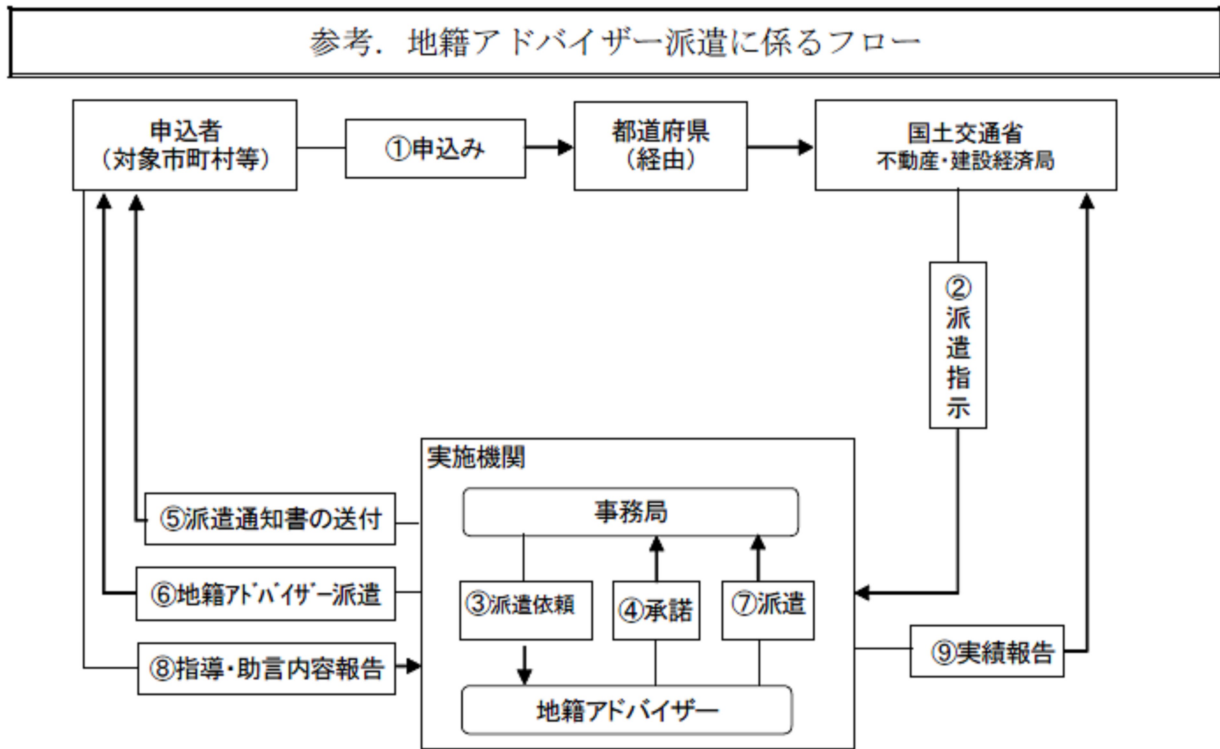
(資料2) 徳島県の地籍整備状況(地帯別内訳)

(令和4年度末時点)

市町村名	対象面積					実施面積					進捗率	備考	
	宅地		農用地等		林地	宅地		農用地等		林地			計
	DID	DID外	DID	DID外		DID	DID外	その他	その他				
徳島市	38.60	50.75	32.00	50.00	171.35	1.58	6.53	28.70	36.81	21.5%			
鳴門市	6.10	18.98	17.76	72.02	114.86	6.10	18.98	10.30	40.40	35.2%			
小松島市	4.53	3.69	30.70	6.45	45.37	2.01	3.57	23.21	31.05	68.4%			
阿南市	1.41	63.45	53.50	150.36	268.72	1.74	0.85	49.88	50.96	19.0%			
吉野川市	1.74	25.34	26.08	80.96	134.12	36.38	25.34	26.08	134.12	100.0%			
阿波市		36.61	39.15	98.29	174.05		36.38	38.27	146.77	84.3%			
美馬市		9.00	69.57	270.57	349.14		8.18	64.61	175.45	50.3%			
三好市		12.37	117.50	489.54	619.41		3.34	61.74	346.64	56.0%			
勝浦郡 勝浦町		11.00	10.18	46.96	68.14		0.74	5.00	25.53	37.5%			
勝浦郡 上勝町			14.55	94.02	108.57		0.07	4.81	91.96	84.7%			
名東郡 佐那河内村		1.10	8.17	32.41	41.68		0.79	1.80	8.32	20.0%			
名西郡 石井町		2.83	20.13	2.76	25.72		1.68	16.51	18.58	72.2%			
名西郡 神山町		2.53	21.52	144.98	169.03		0.98	4.32	22.39	13.2%			
那賀郡 那賀町		15.25	26.50	604.22	645.97		11.40	21.86	228.76	35.4%			
海部郡 牟岐町		0.59	4.08	51.95	56.62		0.59	2.79	11.13	19.7%			
海部郡 美波町		3.28	3.37	134.09	140.74		2.90	2.50	15.35	10.9%			
海部郡 海陽町		11.15	19.06	287.47	317.68		4.03	7.23	22.10	7.0%			
板野郡 松茂町		9.87	4.01	0.06	13.94		9.87	4.01	13.94	100.0%			
板野郡 北島町	2.66	3.88	2.20		8.74	2.66	3.88	2.20	8.74	100.0%			
板野郡 藍住町		4.91	8.56		13.47		1.29	1.23	2.52	18.7%			
板野郡 板野町		6.69	12.96	15.39	35.04		4.98	8.22	13.20	37.7%			
板野郡 上板町		7.47	11.23	13.38	32.08		2.64	7.21	11.39	35.5%			
美馬郡 つるぎ町		5.04	17.53	150.24	172.81		3.57	14.01	129.58	75.0%			
三好郡 東みよし町		3.96	11.45	104.42	119.83		1.81	7.67	67.40	56.2%			
合計	55.04	309.74	581.76	2,900.54	3,847.08	14.09	154.39	414.16	1,653.08	43.0%	進捗率		
						25.6%	49.8%	71.2%	43.0%				

(資料3) 地籍アドバイザー派遣に係る資料

1 地籍アドバイザー派遣のフロー



- ① 申し込み手続き（対象市町村等→地籍整備課）
 申込者は、「地籍アドバイザー派遣申込書」（様式3）に必要事項を記入のうえ、都道府県を経由して、国土交通省（国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課）に提出する。
- ②③ 地籍アドバイザー助言業務実施依頼（地籍整備課→地籍アドバイザー）
 国土交通省は、派遣申込書の申込み内容等を確認し、実施機関を通じ、地籍アドバイザーへ依頼（様式4）をする。
- ④ 回答（地籍アドバイザー→対象市町村等）
 地籍アドバイザーは、地籍アドバイザー派遣業務実施依頼書に記載されている内容を確認し、「地籍アドバイザー派遣業務実施回答書」（様式5）に記載し、実施機関を通じ、地籍整備課宛てに返送する。
- ⑤ 派遣決定通知書の送付（地籍整備課→対象市町村等）
 地籍整備課は、地籍アドバイザーの承諾後、実施機関を通じ、派遣申込みを行った対象市町村等に対し、「地籍アドバイザー派遣決定通知書」（様式6）を送付して、地籍アドバイザーの派遣予定等について連絡する。
- ⑥ 助言業務（地籍アドバイザー→対象市町村等）
 地籍アドバイザーは、派遣決定された日時・内容に基づいて、助言業務を行う。
- ⑦ 助言業務実施報告（地籍アドバイザー→地籍整備課）
 地籍アドバイザーは、助言業務終了後、派遣依頼時に送付した「地籍アドバイザー派遣業務実施報告書」（様式7）に記入し、実施機関を通じ、速やかに地籍整備課宛てに返送する。

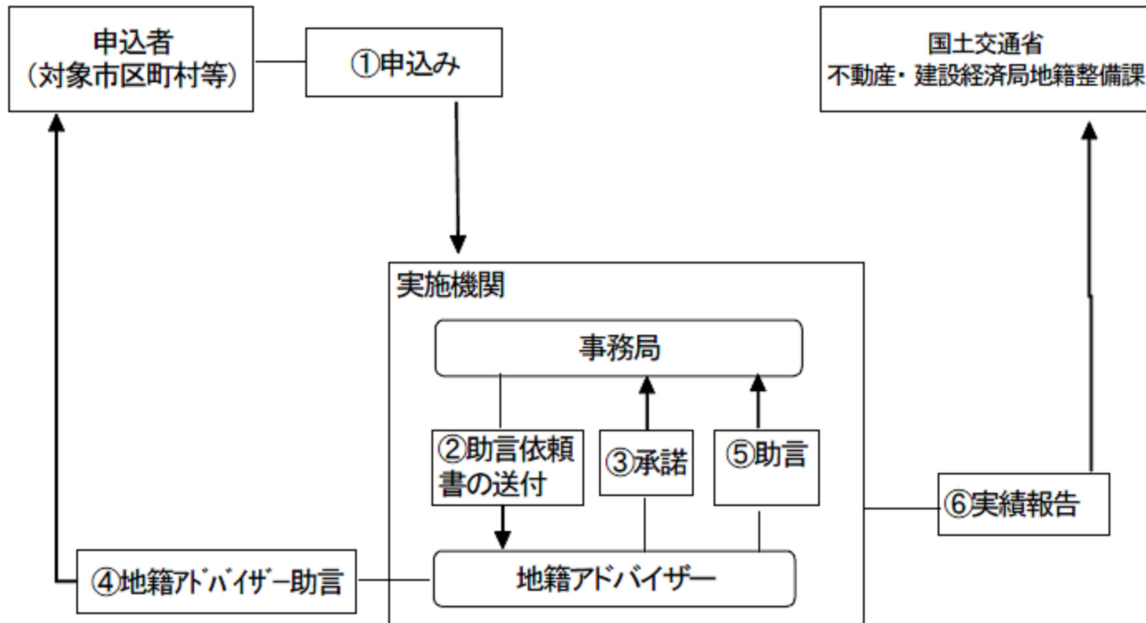
⑧ 助言業務内容報告（対象市町村等→地籍整備課）

申込者は、助言業務終了後「派遣業務内容報告書」（様式8）に記載し、実施機関を通じ、速やかに地籍整備課宛てに返送する。

⑨ 実績報告（実施機関→地籍整備課）

実施機関は、地籍アドバイザー派遣報告書、地籍アドバイザー指導・助言内容報告書を取りまとめ、実績報告書を作成し、地籍整備課に提出する。

2 メールによる地籍アドバイザー助言に係るフロー



- ① 申込み手続き（対象市町村等→実施機関）
相談申込者は、「地籍アドバイザー助言申請書」（様式 9）に必要事項を記入のうえ、実施機関が指定するメールアドレスに提出する。
- ② 助言依頼書の送付（実施機関→地籍アドバイザー）
実施機関は、地籍アドバイザー（実施機関が最も適任のアドバイザーを選定）に「地籍アドバイザー助言申請書」（様式 9）を送付する。同時に、後日提出する「地籍アドバイザー助言報告書」（様式 10）も併せて送付する。
- ③ 承諾（地籍アドバイザー→実施機関）
地籍アドバイザーは、地籍アドバイザー助言依頼書に記載されている内容を確認し、実施機関宛てに連絡する。
- ④ 助言（地籍アドバイザー→対象市町村等）
地籍アドバイザーは、助言申請書に基づき助言を行う。
- ⑤ 助言報告（地籍アドバイザー→実施機関）
地籍アドバイザーは、業務終了後、助言依頼時に送付した「地籍アドバイザー助言申請書」（様式 10）に指導・助言内容等を記入し、速やかに実施機関宛てに返送する。
- ⑥ 実績報告（実施機関→地籍整備課）
実施機関は、地籍アドバイザー助言報告書を取りまとめ、実績報告書を作成し、地籍整備課に提出する。

※ 詳細は次のホームページを参照

国土交通省HP「地籍調査Web」>国の推進施策
>地籍調査を実施している市町村等を支援する活動

(資料4) 徳島県国土調査推進協議会

(1) 発足

昭和42年6月21日

(2) 機構

徳島県及び国土調査実施市町村で構成されています。

(3) 規約

徳島県国土調査推進協議会 規約

(目的)

第1条 この会は、国土調査事業を強力且つ急速に推進し、もって国土利用の高度化を図り、併せて産業の振興を促進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、徳島県国土調査推進協議会と称する。

(事業)

第3条 この会は、第1条に掲げる目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 国土調査事業完成のための調査研究
- (2) 技術研修会の開催
- (3) 国土調査事業促進に関する建議および陳情
- (4) 全国国土調査協会及び関係機関との連絡協調
- (5) 国土調査推進に功労顕著な者の表彰
- (6) その他目的達成のための必要な事業

(構成)

第4条 この会は、徳島県および国土調査を行なう市町村をもって組織する。ただし、本会の趣旨に共鳴する者の参加を妨げない。

(役員)

第5条 この会には、次の役員をおく。

- (1) 会 長 (理事) 1名
- (2) 副会長 (理事) 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 役員は、総会において選任する。

3 役員任期は2ケ年(補欠により選任されたものは、前任者の任期を継承する。)とし、再任を妨げない。

4 役員は、その任期が満了した後でも、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、総会および理事会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 理事は、総会に提出する議案を作成する。

4 監事は、この会の会計事務を監査し、総会に報告する。

(総会)

第7条 通常総会は、年1回会長がこれを招集する。但し、会長が必要と認めるとき、または、会員の二分の一以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会の議事は、出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事)

第8条 総会に附議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算及び決算
- (2) 事業計画及び報告
- (3) 会則の改正
- (4) 役員を選任
- (5) 会費の額の決定及び徴収方法
- (6) その他必要と認めたる事項

(理事会)

第9条 理事会は、会長が召集する。

2 理事会の議事は、出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 この会則に定めるもののほか、特に必要な事項は理事会において決定する。

(表彰)

第10条 国土調査推進に功労顕著な者は、徳島県国土調査推進協議会表彰実施要領により、表彰を行なうものとする。

(会計)

第11条 この会の経費は、負担金、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第13条 この会の会務を分掌さすため、徳島県農林水産部農山漁村振興課に事務局を置く。

2 事務局長は、徳島県農林水産部農山漁村振興課長とする。

3 事務局員は、事務局長が任命する。

(顧問)

第14条 この会に顧問を置くことができる。顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

附則 本規約は、昭和42年6月21日より施行する。

改正 昭和44年7月25日、昭和45年4月1日、昭和45年7月22日、昭和46年8月6日、昭和51年4月1日、昭和55年4月1日、平成2年4月1日、平成4年6月1日、平成6年6月22日、平成13年6月27日、平成15年6月30日、平成17年7月4日、平成19年5月31日、平成21年6月5日、平成22年6月7日、平成23年6月8日、平成24年6月11日、平成25年5月22日、平成26年5月22日、平成27年5月20日、令和4年4月26日

(4) 徳島県国土調査推進協議会表彰

徳島県国土調査推進協議会表彰実施要領

(目的)

第1 この要領は、国土調査事業の実施推進に尽力し、その功労が顕著な者を表彰することにより、その功績をたたえるとともに、事業関係者の志気の高揚を図り、併せて今後における事業の推進発展に資するものとする。

(表彰者選考基準)

第2 次の各号の一に該当するものには、表彰状等を授与するものとする。

(1) 5年以上にわたり国土調査事業の推進に尽力し、その功労が顕著であった者。

(2) その他、国土調査事業の推進に、特に顕著な功績のあった者。

(選考の手続き等)

第3 各会員は、前項の「表彰者選考基準」に該当すると認められる者がある場合は、協議会において別に定める日までに、徳島県国土調査推進協議会（以下「協議会」という。）会長（以下「会長」という。）に内申書（別紙様式）により推薦するものとする。

2 会長は、前項の推薦があった者について、協議会の理事会に附議審査のうえ、表彰者を決定する。

(関係団体への表彰者等の推薦)

第4 各会員は、国土調査事業功労者表彰要領（全国国土調査協会）及び全国国土調査協会四国ブロック会国土調査事業功労者会長表彰要領の被表彰者選考基準に該当すると認められる者がある場合は、それぞれの関係書類を作成し会長に推薦依頼するものとする。

2 会長は、前項の推薦依頼があった者について、協議会の理事会に附議審査のうえ、推薦者を決定し、所定の手続きをとるものとする。

(別紙様式)

内 申 書

令和 年 月 日

徳島県国土調査推進協議会 殿

会員名 (市町村長)

印

徳島県国土調査推進協議会表彰実施要領に基づき次の者を推薦します。

- 1 氏 名 (ふりがな)
- 2 生年月日 (年令)
- 3 職 名
- 4 表彰者選考基準 に該当
- 5 実 績 (詳細に記入すること)
- 6 現在までにこの事業により受けた表彰の種類、年月日及び理由

(資料5) 公益社団法人全国国土調査協会

(1) 設立

- (発 足) 昭和27年任意団体「国土調査推進全国協議会」発足
- (法人設立) 昭和39年経済企画庁所管「社団法人全国国土調査協会」として許可
- (公益社団法人移行) 平成25年6月3日公益社団法人に移行

(2) 機構

公益社団法人全国国土調査協会(以下、「協会」という。)は、都道府県、国土調査実施市区町村及び個人で構成されています。

(3) 目的

協会は、国土調査事業に関する事業の推進に努め、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に寄与することを目的として、次の事業を行っております。

1. 国土調査事業の促進及び宣伝
2. 国土調査事業に関する調査、研究及び諸外国との連絡
3. 国土調査事業に関する技術援助並びに講習会等の開催
4. 機関誌、印刷物等の刊行
5. 国土調査事業に関する資格の認定
6. 測量成果の検定
7. その他前条の目的を達成するのに必要な事項

(4) 組織・運営

協会は、会長及び常任理事のほか、全国9ブロックから選出された理事等によって組織され、会員から納入される会費と受託業務収入、検定料収入、資格認定による収入、出版物収入等により運営されております。

(5) 国土調査事業功績者表彰

国土調査事業功績者表彰実施要領

1. 趣旨

国土調査事業の推進に関し、特に顕著な功績のあった者に対する表彰については、国土交通省表彰規則（平成13年国土交通省訓令第53号）に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

2. 表彰者

表彰は国土交通大臣が行なう。

3. 表彰の対象者

表彰は、国土調査事業の推進に尽力し、その功績が特に顕著である団体又は個人に対して行なう。

4. 表彰の方法

表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行なう。

5. 表彰の時期

表彰は、原則として一定の期日に行なう。

6. 表彰状等の様式

表彰状の様式は、別記様式第1のとおりとし、感謝状の様式は、別記様式第2のとおりとする。

7. 被表彰候補の選考

被表彰者は、公益社団法人全国国土調査協会又は一般社団法人日本国土調査測量協会の会長が推せんした者のうちから、別紙国土調査事業功績者表彰選考基準により、選考する。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則（平成25年6月3日付け国土籍第74号）

この要領は、平成25年6月3日から施行する。

国土調査事業功績者表彰選考基準

第1 国土交通大臣表彰状の対象者

次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 公益社団法人全国国土調査協会又は一般社団法人日本国土調査測量協会（以下「協会」という。）の役員を10年以上にわたってつとめ、国土調査事業の推進に尽力し、その功績が顕著な者で55才以上のもの
- 二 地方公共団体の職員として25年以上にわたり国土調査事業の推進に尽力し、その功績が顕著なもので係長相当職以上の者
- 三 国土調査事業の推進に尽力し、推奨するに値する功績を挙げ他の模範となる者又は団体

第2 国土交通大臣感謝状の対象者

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 7年以上協会の役員として、国土調査事業の推進に尽力し、その功績が顕著なる者
- 二 地方公共団体職員として10年以上にわたり国土調査事業の推進に尽力した係長相当職以上で、功績が顕著である者又は他の模範となる者

第3 表彰対象者からの除外

表彰の対象者の選考に当たっては慎重に調査し、罪を犯した者、犯罪容疑者等表彰することが国民感情にそぐわない者は対象者とししない。

(6) 地籍調査事故見舞金

地籍調査事故見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国国土調査協会（以下「全協」という。）会員である、市区町村若しくは都道府県又は国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第1条に定める者（以下これらを併せて「市区町村等」という。）が実施する第2条に規定する立会いに際し、第4条各号に規定する事故に遭遇した場合に見舞金の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(立会い)

第2条 この規程において、地籍調査の立会いとは、市区町村等の求めに応じ国土調査法（昭和26年法律第180号）第25条第1項に規定する者、これらの相続人が現地での立会いをした場合をいう。

(支給対象者)

第3条 この規程に基づく支給対象者は、次の者とする。

- (1) 市区町村等の求めに応じ実施する第2条に規定する立会いをした者
- (2) 前号に掲げる者が死亡した場合は、その法定相続人

(支給額)

第4条 第2条に規定する立会いにおいて事故が発生したときは、次の各号に掲げる程度に応じ、当該各号の額を支給する。ただし、同一立会いにおける事故についての総支給額は、10万円を限度とする。

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 死亡した場合 | 10万円 |
| (2) 30日以上入院した場合 | 3万円 |
| (3) 30日未満の入院の場合 | 1万円 |

(支給要件)

第5条 支給の要件は次のとおりとする。

- (1) 地籍調査の立会通知書に基づく立会いであること。
- (2) 前号の地籍調査実施時の現地での立会中に発生した不慮の事故であると。
- (3) 事故の程度は医師の診断によること。

(適用除外)

第6条 次のいずれかに該当する事故 又は事由による場合は、見舞金の支給はしない。

- (1) 故意、又は重大な過失
- (2) 地震等自然災害及び闘争行為等の場合

(支給手続き)

第7条 市区町村等の長は、支給要件に該当する事故があった場合、事故の内容について審査の上、様式1の地籍調査事故見舞金支給申請書（以下「支給申請書」という。）を作成し、都道府県国土調査推進協議会長等に提出するものとする。

2 都道府県国土調査推進協議会長は、支給申請書を確認し、様式2の地籍調査事故見舞金支給申請書の送付についてを添付の上、全協に支給申請書を第4条各号に規定す

る態様が生じた日から3か月以内に送付するものとする。

- 3 全協は、支給申請書について全協内に設ける事故審査委員会（以下「審査会」という。）で審査し、第5条の支給要件に疑義がないと認められるときは、都道府県国土調査推進協議会長に対し、様式3の地籍調査事故見舞金支給決定通知書（以下「支給決定通知書」という。）を交付する。
- 4 都道府県国土調査推進協議会長は、支給決定通知書を受領後すみやかに市区町村等に支給決定がされた旨を通知するものとする。
- 5 見舞金の支払は、支給決定通知書交付後30日以内に支給する。

（審査会）

- 第8条 前条第3項による審査を行うため審査会を置き、必要に応じ委員長が召集し議長となる。
- 2 審査会の委員構成は、全協常任理事、部長及び部次長をもって充てる。
 - 3 審査会の委員長は、全協常任理事がこの任に当たる。
なお、委員長が事故ある時は、委員長の指名する委員がその職務を行う。
 - 4 審査会の議決は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。
なお、委員の意見が分かれ、その各委員の委員数が同数の場合は、議長が審査の決議をする。
 - 5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の召集を行わず、書面により前項の議決に代えることができる。
 - 6 審査会は、議事について会議録を作成し、その決定事項について直近の理事会に報告しなければならない。

（支払）

- 第9条 第7条第3項に基づく支払決定の支払方法は振込みとし、第7条第2項の様式2に記載された振込先に振り込むものとする。

（会計）

- 第10条 見舞金の会計は法人会計とする。

附 則

この規程は平成19年9月1日から施行する。

附 則

この規程は平成25年11月21日から施行する。

附 則（令和元年5月23日）

（施行期日）

- 1 この規程は令和元年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の地籍調査事故見舞金規程の規定は、この規程の施行日以後に第2条の規定による立会いにより発生した事故について適用し、施行日前までに発生した事故については、なお従前の例による。
- 3 改正後の地籍調査事故見舞金規程第4条第1号の規定の適用については、令和元年6月1日から令和2年5月31日までの間に発生した事故においては「10万円」とあるのを「40万円」と、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの間に発生した事故においては「10万円」とあるのを「25万円」とする。

(資料6) 公益社団法人全国国土調査協会四国ブロック会

(1) 規約

全国国土調査協会四国ブロック会規約

(目的)

第1条 本会は、四国地区国土調査推進協議会および実施県、市町村の自主的な団結により、国土調査事業の強力な推進を図り、あわせて会員相互の連絡及び親和を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、全国国土調査協会四国ブロック会と称する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、下の事業を行う。

- 1 国土調査事業完成のため調査研究
- 2 ブロック会内技術研修会の開催
- 3 国土調査事業促進に関する建議および陳情
- 4 全国国土調査協会および関係省庁との連絡協調
- 5 その他目的達成のため必要なる事項

(会員組織)

第4条 本会の会員は、四国四県の国土調査推進協議会および実施県、市町村をもって組織する。

(会員の入退会および資格変更)

第5条 会員の入会、退会ならびに会員資格の変更については総会において決定する。

(役員および事務所)

第6条 本会に次の役員を置き、四国四県の国土調査推進協議会の会長のうちから互選し、総会に報告する。

会長 1名、 副会長 1名、 監事 2名

- 2 事務所は、会長所在の国土調査推進協議会または実施県、市町村の事務所に置き、事務所に必要なる事項は会長が定める。

(会長および副会長)

第7条 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
会長に事故あるときは、副会長が会務を代行する。

(監事)

第8条 監事は会務の執行および会計状況を監査して、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。

- 1 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、その任期が満了した後でも、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(顧問)

第10条 本会に顧問をおくことができる。
顧問は会長が委嘱する。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回これを招集する。

(総会の議事)

第12条 総会の議事は、出席した会員の過半数によって決定する。

(経費)

第13条 本会の経費は次に掲げるものとし、負担金については、総会において決定する。

- 1 負担金
- 2 寄付金
- 3 補助金または委託金
- 4 その他雑収入

(事業計画および予算)

第14条 会長は毎年の事業計画および歳入歳出予算を調整し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告書等の承認)

第15条 会長は、毎年会計年度経過後3ヶ月以内に事業報告書および収支決算書を調整し、監事の監査を経て総会の承認を求めなければならない。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日におわる。

(規約改正)

第17条 この規約は、総会の議決を経なければ改正することができない。

付 則

- 1 この規約は、S42年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、S53年4月1日から施行する。(第6条改正)
- 3 この規約は、S60年6月3日から施行する。(第6条改正)

(2) 全国国土調査協会四国ブロック会 国土調査事業功労者会長表彰

全国国土調査協会四国ブロック会 国土調査事業功労者会長表彰要領

1 趣 旨

国土調査事業の実施推進に尽力し、その功労が顕著な者を表彰することにより、その功績をたたえるとともに、事業関係者の士気の高揚を図り、併せて今後における事業の推進発展に資するものとする。

2 被表彰者の選考範囲等

- (1) 当四国ブロック会、県国土調査推進協議会（以下「協会等」という。）の役員及び市町村等の職員（「実質的専従職員」以下同じ。）等であって、国土調査事業の推進に功労があり、第3項被表彰者選考基準に該当する者とする。
- (2) 被表彰者該当者は、原則として県国土調査推進協議会表彰を既に受賞している者の中から選考する。

3 被表彰者選考基準

- (1) 協会等の役員にあつては、5年以上、市町村等の職員にあつては、6年以上にわたり国土調査事業の推進に尽力し、その功労が顕著であった者。
- (2) その他、国土調査事業の推進に特に顕著な功績のあった者。
- (3) 期間の算定は、毎年度3月31日現在で行うものとする。

4 既受賞者等の除外

過去において、当協議会で同種の表彰を受賞した者については対象としない。

5 選考の手続等

- (1) 各県の協議会長は、前第3項に定めるところにより被表彰者を選考のうえ、別紙様式により当会会長あてに推薦するものとする。
- (2) 当会会長は、前項による推薦のあった者について、審査のうえ被表彰者を決定する。

○ 地籍調査事業担当課一覧

(令和5年6月現在)

市町村名	担当課(室)	電話番号	ファクシミリ	備考
徳島市	都市建設部都市建設政策課	088-621-5267	088-621-5273	実施中
鳴門市	経済建設部農林水産課	088-684-1155	088-684-1341	休止中
小松島市	都市整備部都市整備課	0885-32-2118	0885-33-2104	実施中
阿南市	産業部農地整備課	0884-22-1599	0884-22-1282	実施中
阿波市	建設部建設課	0883-36-8732	0883-36-8763	実施中
吉野川市	産業経済部農林業振興課	0883-22-2223	0883-22-2237	完了
美馬市	建設部都市政策課	0883-52-5607	0883-52-1350	実施中
三好市	建設部地籍調査課	0883-86-1138	0883-86-2554	実施中
勝浦町	農業振興課	0885-42-1505	0885-42-3028	実施中
上勝町	建設課	0885-46-0111	0885-46-0323	実施中
佐那河内村	建設課	088-679-2970	088-679-2125	実施中
石井町	産業経済課	088-674-1118	088-675-1500	実施中
神山町	税務保険課	088-676-1115	088-676-0308	実施中
那賀町	にぎわい推進課	0884-62-1198	0884-62-1177	実施中
	相生支所地域振興室	0884-62-1111	0884-62-1115	
	上那賀支所地域振興室	0884-66-0111	0884-66-0602	
	木沢支所地域振興室	0884-65-2111	0884-65-2114	
	木頭支所地域振興室	0884-68-2311	0884-68-2125	
牟岐町	建設課	0884-72-3418	0884-72-2716	実施中
美波町	建設課	0884-77-3618	0884-77-1666	実施中
海陽町	産業振興課	0884-73-4161	0884-73-4160	実施中
松茂町	税務課	088-699-8715	088-699-6010	完了
北島町	建設課	088-698-9808	088-698-2175	完了
藍住町	建設産業課	088-637-3122	088-637-3152	実施中
板野町	税務課	088-672-5983	088-672-2533	休止中
上板町	建設課	088-694-6812	088-694-5903	実施中
つるぎ町	建設課	0883-62-3115	0883-55-1051	実施中
東みよし町	建設課	0883-79-5344	0883-79-3241	実施中
徳島県	農林水産部農山漁村振興課	088-621-2492	088-621-2859	

巻 末

参考文献等

地籍調査必携2021年版
地籍測量の手引（改訂新版）
教程地籍測量
国土調査担当者会資料
国土交通省HP「地籍調査web」
公益社団法人全国国土調査協会HP

地籍調査研究会編
公益社団法人全国国土調査協会
日本加除出版株式会社
国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課

徳島県の国土調査

平成 8年 3月15日	初版 1刷発行	平成 9年 3月15日	第 1回改訂版	発行
平成10年 3月15日	第 2回改訂版	平成11年 3月15日	第 3回改訂版	発行
平成12年 3月15日	第 4回改訂版	平成13年 3月15日	第 5回改訂版	発行
平成14年 3月15日	第 6回改訂版	平成15年 7月15日	第 7回改訂版	発行
平成16年 9月15日	第 8回改訂版	平成17年12月15日	第 9回改訂版	発行
平成18年10月15日	第10回改訂版	平成19年 9月15日	第11回改訂版	発行
平成20年 7月15日	第12回改訂版	平成21年 7月15日	第13回改訂版	発行
平成22年 8月30日	第14回改訂版	平成24年 2月20日	第15回改訂版	発行
平成25年 3月12日	第16回改訂版	平成27年 2月 1日	第17回改訂版	発行
平成28年 2月26日	第18回改訂版	平成29年 2月28日	第19回改訂版	発行
平成30年 2月28日	第20回改訂版	平成31年 2月28日	第21回改訂版	発行
令和 2年 2月 3日	第22回改訂版	令和 3年 3月31日	第23回改定版	発行
令和 4年 2月18日	第24回改定版	令和 5年 2月14日	第25回改定版	発行
令和 6年 1月 5日	第26回改定版			発行

徳島市万代町1丁目1番地
徳島県農林水産部農山漁村振興課

TEL 088-621-2492 FAX 088-621-2859

